令和７年第１回

都農町議会定例会

会　議　録

令和７年３月７日～18日

於：都農町役場内 議会議場

宮崎県児湯郡都農町議会

目　次

○会期及び審議日程 ---------- 1
○付議事件名及び審議結果一覧表 ---------- 2
○招集告示 ---------- 3
○応招・不応招議員 ---------- 3
　第１号（３月７日）
○議事日程 ---------- 3
○本日の会議に付した事件 ---------- 5
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者 ---------- 5
○開会の宣告・開議の宣告 ---------- 5
○会議録署名議員の指名 ---------- 5
○議会運営委員会委員長報告 ---------- 5
○会期の決定 ---------- 6
○議案上程・説明（議案第１号～議案第25号） ---------- 6
　第２号（３月10日）
○議事日程 ---------- 16
○本日の会議に付した事件 ---------- 17
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者 ---------- 17
○開議の宣告 ---------- 17
○一般質問 ---------- 18
　１　黒木幸範議員 ---------- 18
　２　勝目文明議員 ---------- 28
　３　黒木正文議員 ---------- 37
　４　松尾隆文議員 ---------- 42
　５　日高真之議員 ---------- 51
○質疑（議案第１号～議案第25号） ---------- 69
○採決（議案第１号・議案第２号） ---------- 77
○委員会付託（議案第３号～議案第35号） ---------- 78
　第３号（３月12日）
○議事日程 ---------- 79
○本日の会議に付した事件 ---------- 79
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者 ---------- 79
○開議の宣告 ---------- 79
○総務産業建設常任委員会委員長報告 ---------- 80
○文教厚生常任委員会委員長報告 ---------- 80
○討論・採決（議案第３号～議案第７号） ---------- 81
　第４号（３月18日）
○議事日程 ---------- 82

○本日の会議に付した事件 ----------82
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者 ----------82
○開議の宣告 ----------83
○総務産業建設常任委員会委員長報告 ----------84
○文教厚生常任委員会委員長報告 ----------85
○討論・採決（議案第８号～議案第25号） ----------86
○発議第１号（上程・説明・質疑・討論・採決） ----------87
○発議第２号（上程・説明・質疑・討論・採決） ----------88
○閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件 ----------88
○閉会の宣告 ----------89
○署名議員 ----------90

会期及び審議日程

令和７年３月７日～18 日

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	摘　要
第１日	３月７日	金曜日	午前９時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・施政方針 提案理由の説明
第２日	３月８日	土曜日	―	休日
第３日	３月９日	日曜日	―	休日
第４日	３月10日	月曜日	午前９時	一般質問（５名） 議案に対する質疑 討論・採決（専決処分２件） 委員会付託（議案 23 件） 委員会
第５日	３月11日	火曜日	午前９時	委員会
第６日	３月12日	水曜日	午前９時	委員会
			午後１時30分	委員長報告 討論・採決（補正予算） 委員会
第７日	３月13日	木曜日	午前９時	委員会
第８日	３月14日	金曜日	午前９時	委員会
第９日	３月15日	土曜日	―	休日
第 10 日	３月16日	日曜日	―	休日
第 11 日	３月17日	月曜日	午前９時	委員会
第 12 日	３月18日	火曜日	午前９時	委員長報告 討論・採決 発議２件 （上程・質疑・討論・採決） 閉会

付議事件名及び審議結果一覧表

町長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第１号	専決処分の承認を求めることについて 令和６年度都農町一般会計補正予算（第 10 号）	令和７年 ３月10日	原案承認
議案第２号	専決処分の承認を求めることについて 令和６年度都農町一般会計補正予算（第 11 号）	令和７年 ３月10日	原案承認
議案第３号	令和６年度都農町一般会計補正予算（第 12 号）	令和７年 ３月12日	原案可決
議案第４号	令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）	令和７年 ３月12日	原案可決
議案第５号	令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）	令和７年 ３月12日	原案可決
議案第６号	令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）	令和７年 ３月12日	原案可決
議案第７号	令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	令和７年 ３月12日	原案可決
議案第８号	都農町課設置条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第９号	都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第10号	都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第11号	都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第12号	都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第13号	都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第14号	都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第15号	都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第16号	都農町犯罪被害者等支援条例	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第17号	令和７年度都農町一般会計予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議案第18号	令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算	令和７年 ３月18日	原案可決

議　案 第19号	令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第20号	令和７年度都農町水道事業会計予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第21号	令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第22号	令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第23号	令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第24号	町道路線の廃止について	令和７年 ３月18日	原案可決
議　案 第25号	工事請負変更契約の締結について	令和７年 ３月18日	原案可決

議員提出議案

議　案 番　号	件　　名	議　　決 年 月 日	議決結果
発　議 第１号	都農町議会委員会条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決
発　議 第２号	都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	令和７年 ３月18日	原案可決

都農町告示第９号

令和７年第１回都農町議会定例会を次のとおり招集する。

令７年３月３日

都農町長　坂田　広亮

１　期　日　令和７年３月７日

２　場　所　都農町役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

１番 日高真之　２番 黒木正文　３番 木下 豊　４番 三輪安男　５番 勝目文明

６番 黒木幸範　７番 稲山勝一　８番 黒木政次　９番 松尾隆文　10番 三輪隆之

不応招議員（なし）

令和７年第１回都農町議会定例会会議録

議事日程（第１号）

令和７年３月７日（金曜日）午前９時　開議

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度都農町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第４　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度都農町一般会計補正予算（第 11 号）
日程第５　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）
日程第６　議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算
（第５号）
日程第７　議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第５号）
日程第８　議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第５号）
日程第９　議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第３号）
日程第10　議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例
日程第11　議案第９号　都農町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第12　議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第13　議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第14　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第15　議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例
日程第16　議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例
日程第17　議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第18　議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例
日程第19　議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算
日程第20　議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算
日程第21　議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算
日程第22　議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算
日程第23　議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第24　議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第25　議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26　議案第24号　町道路線の廃止について
日程第27　議案第25号　工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件
　日程第１から日程第 27 まで議事日程に同じ

出席議員（10 名）
　１番 日高真之　２番 黒木正文　３番 木下 豊　４番 三輪安男　５番 勝目文明
　６番 黒木幸範　７番 稲山勝一　８番 黒木政次　９番 松尾隆文　10番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
　町長（坂田広亮）　副町長（瀬尾隆太）　教育長（中西浩美）
　総務課長（河野美津子）　企画課長（吉川高広）　財政課長（野津手道信）
　住民課長（河野千恵子）　福祉課長（黒木小百合）
　健康管理センター事務長（河野堅一郎）　税務課長（石渕恵美子）
　産業振興課係長（橋口里佳）　建設課長（齋藤謙吾）　愛寿園長（村中日登美）
　病院事務長（大橋宏光）　水道課長（日高 太 ）
　会計管理者兼出納室長（猪股秀康）　教育総務課長（黒木和秀）
　社会教育課長（岩本 繁 ）　農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者
　議会事務局長（河野浩二）　書記（松村健太郎）

（午前９時０１分　開会）

開会の宣告・開議の宣告

○議長（三輪隆之）　おはようございます。
　ただいまから令和７年第１回都農町議会定例会を開会します。
　これから本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（三輪隆之）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
　本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、三輪安男議員、勝目文明議員を指名します。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三輪隆之）　　ここで、議会運営委員会の報告を議会運営委員会委員長に求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（黒木政次）　　おはようございます。

令和７年第１回都農町議会定例会が開催されるに当たり、去る３月３日午前９時から議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

本定例会に付議された案件は、条例９件、予算14件、その他２件の計25件であります。

総務課長及び財政課長から、その概要について説明を受けました。

10日の一般質問は５名です。

議案質疑の後、議案第１号及び議案第２号の専決処分２件につきましては、会議に諮って委員会付託を行わず、直ちに討論、採決します。

なお、議案第３号から議案第25号までの議案23件につきましては、会議に諮って所管する各常任委員会へ付託します。

補正予算５件につきましては、12日に委員長報告を行い、討論、採決します。

条例９件、当初予算７件、その他２件につきましては、18日に委員長報告を行い、討論、採決します。

また、議員発議により条例２件が提出されます。

会期日程（案）、議事日程につきましては、別紙でお手元に配付されているとおりであります。

本定例会が円滑に運営されますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（三輪隆之）　　以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

日程第２　会期の決定

○議長（三輪隆之）　　日程第２　会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日３月７日から３月18日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日３月７日から３月18日までの12日間と決定しました。

日程第３　議案第１号から　日程第27　議案第25号（議案上程）

○議長（三輪隆之）　　日程第３　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて、令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）、日程第４　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて、令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）、日程第５　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）、日程第６　議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、日程第７　議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）、日程第８　議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）、日程第９　議案第７

号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号)、日程第10　議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例、日程第11　議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、日程第12　議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第13　議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第14　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第15　議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例、日程第16　議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例、日程第17　議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第18　議案第16号都農町犯罪被害者等支援条例、日程第19　議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算、日程第20　議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算、日程第21　議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算、日程第22　議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算、日程第23　議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第24　議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第25　議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26　議案第24号　町道路線の廃止について、日程第27　議案第25号　工事請負変更契約の締結について、以上、議案第１号から議案第25号までの議案25件を一括して議題とします。

ここで、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（坂田広亮）　　改めまして、おはようございます。

令和７年第１回都農町議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましてはご多忙の中、ご健勝にてご出席いただき、心からお礼申し上げます。

それでは、施政方針を申し上げます。

令和７年第１回都農町議会定例会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営についての私の所信の一端を申し述べますとともに、令和７年度の予算編成方針についてご説明申し上げます。

早いもので、私が町長に就任しまして１年５か月が経過いたしました。この間、ふるさと納税の再指定をはじめ、町民の安心・安全な暮らしを守る取組、少子化対策や移住促進などの人口減少問題への取組、さらには本町の基幹産業である農林水産業や商工業の振興、物価高騰対策など、本町が抱える課題に対しまして懸命に取り組んでまいりましたが、まだまだ道半ばというところでございます。

今後とも就任時の初心を忘れることなく、謙虚な気持ちで町民の皆様の声に耳を傾け、その負託に応えていけるよう町政運営に邁進してまいる所存であります。

さて、令和６年を振り返りますと、元旦に発生した能登半島地震に始まり、８月８日には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、制度運用が開始されて初めて南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表されました。

近い将来起こるであろう南海トラフ地震に対しましては、地震、津波を正しく理解し、自分の命、大切な人の命を守るためにも、日頃からの地震への備えが極めて重要であります。現在、週報に今週の防災情報を毎回掲載しておりますが、防災訓練の充実など、

さらに町民の防災意識を高揚させる取組を行っていきたいと考えております。

また、８月末の台風、10月末の豪雨と立て続けに自然災害が発生し、突風による被害や町内至るところでの冠水により、農作物にも大きな被害が出るなど、地球温暖化に伴う異常気象に対しての備えも重要になっています。

そして、長引くロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争などの国際情勢の不安定化や国内での賃金上昇、円安の影響などによって物価高騰が続いており、町民の生活にも大きな影響を与えています。

また、２年間の指定取消しを受けていたふるさと納税につきましては、令和６年４月に指定団体に復帰したものの、本年度の寄附状況を見ますと、以前のような寄附額には及ばない状況ではあります。しかしながら、今後、老朽化した公共施設の更新などを計画的に進めていくためには必要不可欠の財源となることから、決められたルールを遵守しながらも、歳入の確保に積極的に取り組んでまいります。

一方、取消し後も子育て支援をはじめとする住民サービスを維持、継続するために基金を取り崩しており、近い将来、財政状況がさらに悪化していけば、サービスの質を落とすことも考えなければならない状況も想定されるため、歳出の抑制、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底していく必要があります。

ただ、後ろ向きな考えばかりでは町の発展はありません。昨年10月に発足した石破内閣においては、「地方の未来を創り、地方を守る」「地方こそ成長の主役」との考えに立ち、地方創生2.0を起動させ、地方創生に資するための新たな交付金として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）が創設されました。

本町の将来にわたる持続可能な発展のためには、地域経済の成長が何よりも欠かせません。厳しい財政状況にはありますが、この交付金を活用して、新たな事業への投資や新たな取組にチャレンジすることにより、地域産業の活性化や移住・定住の促進、雇用の創出などに取り組んでいきたいと考えております。

これまで述べてきた諸問題を乗り越えていくためには、様々な「ささえあい」がまちづくりのキーワードになってくると考えます。地域福祉、産業、防災、いずれも他人事とせず、我が事として「ささえあう」まちづくり、そして町民目線で自助、互助、公助を考えるときに来ています。

これから５年後、10年後、私が考える本町の目指すべき方向としましては、「保健・医療・福祉・介護の充実」、「ひとづくり・まちづくり」、「開かれた行財政運営」の３本柱で「ささえあいのまちづくり」を目指して取り組んでまいります。

こうした取組を実効性のあるものにするためにも、先を見据えたまちづくりの計画が必要です。現行の第６次都農町長期総合計画の目標年度が令和８年度となっておりますので、令和７年度から次の新たな計画の策定に着手していきます。本町で寄附講座を開設していただいております宮崎大学に計画策定の当初から全面的に協力していただいて、本町の輝かしい未来が描けるような計画を策定していけるよう準備を進めているところであります。

令和７年度当初予算案におきましては、本町の課題解決に向けた取組が全て計上できたわけではありませんが、着実に事業を実施し、引き続き本町の発展のため、町民福祉の向上のため、誠心誠意努力してまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和７年度の町政運営に対する私の考え

といたします。

続きまして、令和７年度予算編成方針について申し上げます。

内閣府が公表した令和７年２月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

このような、経済情勢の中、国の令和７年度予算は「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化をはじめとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・子供政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、めり張りの利いた予算編成を行うとされています。

一方、地方財政については、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関して、令和６年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると示されたところです。地方交付税の総額は18兆9,574億円（前年度比2,904億円、1.6％増）が確保されましたが、地方は社会保障関係費の増加に加え、人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、防災・減災対策、ＤＸの推進等への対応が引き続き求められています。

本町においては、２年間の指定取消し期間を経て、令和６年４月にふるさと納税指定団体に復帰しました。しかし、以前のような寄附額には及ばない状況で、この間に基金残高も大きく減少しました。ふるさと納税については、ルールを遵守し、多くの方々から応援をしていただける事業の推進をしていかなければなりません。

また、国や県の補助金等の活用、町有資産の有効利用を積極的に検討するなど、創意工夫により財源確保に努めなければなりません。全職員が高い意識を持ってあらゆる方法により、既存事業の見直しや改善を積極的に行うことで新たな財源を生み出し、新たな事業へ投資するなど、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用する必要があります。

引き続き、あらゆる財政需要及びリスクを想定しながら、計画的な行財政運営により徹底した歳出の見直し、職員の適正な定員管理、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを常に行うことが求められています。

令和７年度予算編成につきましては、基金残高を意識して、可能な限り国や県、その他団体の補助金等を活用するなど、特定財源の確保に努めることや特別交付税対象事業の活用を図ること、地方債については、過疎対策事業債を中心に有利なものを選択することなどを重視して、財源確保に努めてまいりました。

今後も第６次都農町長期総合計画を軸として、町民の暮らしや経済が持続可能なものとなることを目指しながら、中長期的かつ幅広い視野を持ち、徹底した行財政改革と財政健全化の推進、そして町民目線の分かりやすい行財政運営に取り組んでまいります。

以上のことを踏まえ、令和７年度当初予算の総額は、一般会計96億7,000万円（対前年度比19.8％増）、特別会計27億4,725万7,000円（対前年度比0.2％減）、公営企業会計21億2,030万3,000円（対前年度比21.1％増）、計145億3,756万円（対前年度比15.6％増）となりました。

主な施策の概要につきましては、提案理由の中で説明をさせていただきます。

それでは、ただいま上程になりました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法の規定により専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億731万4,000円としたものであります。

補正内容としましては、川南町で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う防疫対策費等であります。

次に、議案第２号　専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法の規定により専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ9,761万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億493万円としたものであります。

補正内容としましては、物価高騰の影響を受けている低所得者世帯（住民税非課税世帯）及び低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給するものであります。

次に、議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ１億6,210万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億4,282万5,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、施設型給付費の増額などのほか、事業の実績に基づき、所要額を減額するものであります。

総務管理費では、地域おこし協力隊受入事業4,402万7,000円の減額、民生費では、施設型給付費4,540万円の増額、衛生費では、国保病院事業会計繰出金4,531万9,000円の増額であります。

また、繰越明許費補正として、企業立地促進対策費とも15件の追加、債務負担行為補正として、議会広報誌印刷製本業務とも47件の追加、広報誌作成・ホームページ用パソコンリースとも４件の廃止、会計年度任用職員システム使用料１件の変更、地方債補正として、橋りょう長寿命化事業とも８件を変更するものであります。

次に、議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）につきましては、歳入歳出それぞれ660万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,827万4,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、国民健康保険基金積立金の減額及び普通交付金返還金の増額であります。

次に、議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）につきましては、年度末に当たり、収入及び支出予定額の過不足について調整を行うもので、収益的収入及び支出の収入及び支出の予定額をそれぞれ1,196万6,000円減額し、

収入及び支出の合計額をそれぞれ12億3,076万8,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、収入につきましては、決算見込みに伴う予算間の組替え、支出につきましては、決算見込みに伴う給与費の減額であります。

次に、資本的収入及び支出の収入予定額を1,004万2,000円減額し、収入の合計を１億2,531万7,000円とし、支出予定額を857万円減額し、支出の合計を１億6,992万7,000円とするものであります。

第４条は、債務負担行為を定めるもの、第５条では、当初予算第６条に定めた経費の金額のうち、職員給与費の限度額を、また第６条では、当初予算第７条に定めた棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）につきましては、歳入歳出それぞれ767万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,294万4,000円とするものであります。

補正内容としましては、第２款保険給付費及び第５款地域支援事業費を給付見込み、事業実績見込みにより、増額するものであります。

また、債務負担行為の補正として、介護事業所台帳管理システム年間利用料とも４件を追加するものであります。

次に、議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ180万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億8,068万7,000円とするものであります。

補正内容としましては、保険基盤安定負担金の減額であります。

次に、議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、令和７年４月１日付の組織改正に伴い、本町における農林水産部門の推進を図るため、課の名称を産業振興課から農林水産課に変更するものであります。

次に、議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法の公布による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、任期付職員の勤勉手当の支給について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、令和７年４月から新たな給料表に切り替わることから、別表、行政職給料表等を改正するとともに、医療職の級別標準職務表を改めるものです。あわせて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、自宅等で乳幼児を養育している保護者に対して支給する子育て応援手当について、令和６年10月から児童手当が拡充されたことなどから、手当の額を乳幼児１人につき一律月額１万円とするものであります。

次に、議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例に

つきましては、精神または身体に重度の障害を有する児童に対して支給する重度障がい児童福祉手当について、昨今の物価高騰、また近隣市町村との均衡を図るため、手当の額を月額1,300円から4,000円に引き上げるものであります。

次に、議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例につきましては、奨励措置の内容の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な内容としましては、雇用促進補助金の期間を５年から３年、農業施設等導入補助金の補助期間と限度額を５年、1,000万円から３年、500万円、事務所等賃借料補助金の期間を36月から12月にそれぞれ改めるものであります。

次に、議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、扶養手当、定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等が受けた被害を回復、軽減し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、町民誰もが安心に暮らすことができる地域社会を実現するため、制定するものです。

次に、議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算につきましては、施政方針に基づき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,000万円、前年度と比較し、額で15億9,600万円、率にして約19.8％の増とするものであります。

第１表　歳入歳出予算について、歳出の主なものを申し上げます。

第１款議会費は7,395万6,000円で、前年度並みとなっています。

第２款総務費は29億8,719万2,000円で、前年度比９億7,746万6,000円の増で、ふるさと納税事業の増が主な要因でございます。

第３款民生費は26億6,893万7,000円で、前年度比１億1,750万8,000円の増で、制度改正に伴う児童手当の拡充が主な要因でございます。

第４款衛生費は６億4,632万6,000円で、前年度比1,598万4,000円の増で、前年度の組織改正に伴う人件費の増が主な要因でございます。

第５款農林水産業費は３億8,085万9,000円で、前年度比9,170万6,000円の減で、木材加工流通施設等整備事業、水産加工場運営補助金の減が主な要因でございます。

第６款商工費は１億729万2,000円で、前年度比1,309万8,000円の減で、備品購入費の減が主な要因でございます。

第７款土木費は７億6,025万7,000円で、前年度比３億2,950万9,000円の増で、春の山団地建設工事が主な要因でございます。

第８款消防費は２億6,601万1,000円で、前年度比1,773万6,000円の増で、Ｊアラート受信機更新工事、東児湯消防組合負担金の増が主な要因でございます。

第９款教育費は11億3,304万5,000円で、前年度比２億1,567万円の増で、国民スポーツ大会に向けた第２ホッケー場整備工事が主な要因でございます。

第10款災害復旧費は974万円で、前年度比282万2,000円の増で、測量設計委託料の増が主な要因でございます。

第11款公債費は６億2,638万5,000円で、前年度比2,367万9,000円の増で、道路改良事業等の償還が主な要因でございます。

第13款予備費は1,000万円であります。

これらの財源といたしまして、第１款の町税から第21款の町債までをそれぞれ計上い

たしました。

次に、第２表　債務負担行為につきましては、公用車再リース（令和７年度）（広報車共８台分）とも19件でございます。

第３表　地方債につきましては、旧都農高校プール解体工事とも14件の起債限度額等を定めるものであります。

次に、議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,598万円とするものであります。

第１表　歳入歳出予算の歳出の主なものは、第１款総務費が1,412万7,000円で、前年度比26万5,000円の減、第２款保険給付費が９億1,769万4,000円で、前年度比497万6,000円の減、第３款国民健康保険事業費納付金が３億9,824万8,000円で、前年度比3,872万5,000円の減、第６款保健事業費が3,308万7,000円で、前年度比102万7,000円の増となります。

次に、議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算につきましては、宮崎大学医学部との連携による総合診療科を軸とした地域医療の充実等を勘案し、編成したものであります。

第２条の業務の予定量は、年間患者数を入院で１万7,608人、外来で５万3,760人を予定しております。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出それぞれ12億8,057万3,000円とし、第４条の資本的収入及び支出の予定額は、収入を２億3,742万1,000円、支出を３億461万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,718万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補塡するものであります。

第５条の一時借入金は４億円を限度とし、第６条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費及び公債費を定めるものであります。

第７条は、棚卸資産購入限度額を定めるものであり、第８条の重要な資産の取得及び処分として、取得する資産の種類、名称、数量を定めるものであります。

次に、議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算につきましては、令和６年度実績を勘案し、編成したもので、第２条の業務予定量は、給水戸数4,365戸、年間総給水量116万1,000立方メートルを予定しております。

主な建設改良事業は、尾鈴線排水管更新工事ほかであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入２億3,829万2,000円、支出２億3,129万3,000円とするものであります。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は、収入２億1,164万5,000円、支出３億382万7,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,218万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡するものです。

第５条の企業債は、建設改良費のためのもので、起債の目的、限度額などを定めるものであります。

第６条の一時借入金の限度額は１億円とし、第７条の議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めるものであります。

第８条の他会計からの補助金は、198万円であります。

第９条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものであります。

次に、議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,649万2,000円とするものであります。

第１表　歳入歳出予算の歳出の主なものは、第２款保険給付費が10億9,671万円で、歳出予算の約94％を占めております。第５款地域支援事業費につきましては、3,489万1,000円であり、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した生活が送れるよう、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などに取り組むものであります。

次に、議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493万2,000円とするものであります。

第１表　歳入歳出予算の歳出の主なものは、第１款総務費96万9,000円、第２款事業費181万2,000円で、地域包括支援センターの事務的経費であります。

次に、議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億7,985万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の歳出の主なものは、宮崎県後期高齢者医療広域連合への納付金１億7,177万1,000円であります。

次に、議案第24号　町道路線の廃止については、道路法第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであり、平山27号線の供用開始に伴い、平山24号線を廃止するものであります。

最後に、議案第25号　工事請負変更契約の締結については、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、令和６年度藤見公園第１ホッケー場新設工事の工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、変更前請負契約に1,364万628円を増額するもので、主な変更理由は、働き方改革による週休２日制の実施及び環境対策等の追加工事の増によるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、ご決定くださるよう、お願いいたします。

○議長（三輪隆之）　　暫時休憩します。

（午前９時５８分　休憩）

（午前９時５９分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（坂田広亮）　　先ほど申し上げました施政方針の一部について、訂正をさせていただきたいと思います。

施政方針の中におきまして、長引くロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争など、国際情勢の不安定化や国内での賃金上昇、○○の影響などによりと申し上げましたが、円安の影響でございます。訂正をお願いいたします。

また、予算編成方針の中で、地方財政につきましては、中盤ほどですけれども、一方、地方財政につきましては、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関して、○○○○地方財政計画と申し上げましたが、令和６年度地方財政計画でございます。訂正方お願いいたします。

また、提案理由についてでございますが、提案理由、議案第１号　専決処分の承認を求めることについての歳入歳出の追加額を319○4,000○円と申し上げたかと思いますが、319万4,000円でございます。

また、議案第20号　都農町水道事業会計予算のうち、第４条の後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の後、第５条の部分でありますが、企業債は建設○○費と申しましたが、建設改良費でございます。建設○○費ではなく建設改良費でございます。訂正方をお願いいたします。

○議長（三輪隆之）　　以上で、町長の施政方針及び提案理由の説明を終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前１０時３分　散会）

議事日程（第２号）

令和７年３月 10 日（月曜日）午前９時　開議

日程第１　一般質問

１　黒木　幸範　議員

２　勝目　文明　議員

３　黒木　正文　議員

４　松尾　隆文　議員

５　日高　真之　議員

日程第２　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）

日程第３　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）

日程第４　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）

日程第５　議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

日程第６　議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）

日程第７　議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）

日程第８　議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

日程第９　議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第13　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例

日程第15　議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例

日程第18　議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算

日程第19　議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算

日程第20　議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算

日程第21　議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算

日程第22　議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第23　議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第24　議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25　議案第24号　町道路線の廃止について
日程第26　議案第25号　工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件
日程第１から26まで　議事日程に同じ

出席議員（10名）
１番 日高真之　２番 黒木正文　３番 木下 豊　４番 三輪安男　５番 勝目文明
６番 黒木幸範　７番 稲山勝一　８番 黒木政次　９番 松尾隆文　10番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
町長（坂田広亮）　副町長（瀬尾隆太）　教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子）　企画課長（吉川高広）　財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子）　福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎）　税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治）　建設課長（齋藤謙吾）　愛寿園長（村中日登美）
病院事務長（大橋宏光）　水道課長（日高 太 ）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康）　教育総務課長（黒木和秀）
社会教育課長（岩本 繁 ）　農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者
議会事務局長（河野浩二）　書記（松村健太郎）

午前９時１分　開議）

開議の宣告

○議長（三輪隆之）　おはようございます。傍聴者の皆様には本日の議会傍聴ありがとうございます。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　一般質問

１番　黒木幸範議員

○議長（三輪隆之）　　日程第１　一般質問を行います。
　　質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。
　　１番　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　改めまして、おはようございます。通告に従い、行政に対する一般質問を行います。
　1947年に児童福祉法が制定され、児童館は、同法において児童厚生施設として位置づけられ、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」と記されています。また、法律上は０歳から18歳未満までの全ての子供を対象にした施設ですが、児童館の設置是非は地方自治体が決定するため、自治体によって整備状況、役割、機能等は異なっています。このような現状を踏まえて、みなと児童館の機能、役割及び必要性について伺います。
　これで壇上からの質問を終わり、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　おはようございます。
　それでは、黒木幸範議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。
　みなと児童館についてでございます。先ほど議員ご質問のご説明の中にもございましたとおり、児童福祉法に定められた施設でございますみなと児童館につきましては、遊びを通した子供の健全育成、子育て家庭の支援、地域での子育て環境づくりなどの場であるとともに、幅広い年齢層の方々が訪れる地域の多世代交流サロンとしての一面を持ち合わせていると認識をしており、人と人とのつながりが希薄になり、孤立が増えている現代においては、このような交流の場は子供たちや地域にとって重要なものであるというふうに受け止めているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。
　みなと児童館の開館時間と休館日について伺います。

○議長（三輪隆之）　　福祉課長

○福祉課長（黒木小百合）　　みなと児童館の開館の時間、２月から10月につきましては13時30分から17時30分まで、11月から１月につきましては13時から17時で運営しております。休館日につきましては、週休日の日曜と祝祭日、それから都農神社夏大祭の８月の１日、２日、そして年末年始、12月28日から１月３日となっております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　それでは、令和５年度の利用者数と対象年齢というか、実際に利用した年齢層について伺います。

○議長（三輪隆之）　　福祉課長

○福祉課長（黒木小百合）　　令和５年度の利用者数、延べでございますが、4,047人、うち幼児から中高生、児童につきましては2,157人です。実際に利用した年齢層につきましては、全年齢層となっております。幼児とその保護者、小学生、中高校生、大学生、自治会、地域の方々、児童館のＯＢの方などが訪れていらっしゃいます。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　では、次の質問に移ります。

年々生活保護受給世帯が増大するなど、新たな貧困や格差問題が報道などで取り上げられ、社会問題として認識されるようになってきています。家庭や社会状況等を見ても、近年は児童数が減少し、母子世帯、父子世帯の増加、地域との関係の希薄化等により、子供も保護者も、どこにも誰にも助けを求めることができず、孤立しやすい状況にあるなど、新しい課題も指摘されています。

こうした時代の背景の中で、様々な要因と重ね合わせるように、児童虐待、いじめ、子供の貧困等、様々な問題が発生し、子供をめぐる問題は多様化かつ複雑化してきていますが、今後もみなと児童館が機能、役割を十分に果たしていくために、社会情勢の変化に合わせた児童館の機能、役割の強化、あるいは見直しも必要ではないかと考えていますが、行政の見解について伺います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　児童の減少、それから児童の人口分布の変化、また子供・子育て世帯の状況等がますます多様化、複雑化する中において、小中学生、それから高校生世代の居場所づくり、それから学習支援、食事の提供、子供や保護者からの相談に対する支えなど、現代の社会においては、福祉的課題に対応できるような機能、役割の強化が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　昨年５月に文教厚生常任委員会で行政視察に行った岐阜県北方町の子ども館は、子育て家庭の孤立化や育児不安を取り除き、ゆとりを持って楽しく子育てで

きるよう子育て支援とネットワークづくりを進め、家庭や地域社会と連携を図り、地域福祉活動の拠点施設を担っています。

特に印象に残ったのが、子供たちが児童館に来るとき、大概普通だったらこんにちはとか挨拶してくるところをこの子供たちは、ただいまと言って帰ってくるということです。また、上級生が下級生の世話を積極的にすることが習慣化されており、職員の負担軽減になっているとのことでした。特に弟や妹のいない高学年の小学生は低学年の面倒を見ることを楽しみに通っていて、自由に交流できる場となっていたことを報告して、次の質問に移ります。

児童館職員や子供を対象にした防災訓練は実施しているのか。実施していない場合は、今後、訓練の予定があるのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　福祉課長

○福祉課長（黒木小百合）　　新型コロナウイルス感染症が流行する前につきましては、町の危機管理専門員、それから社会福祉協議会職員などと共に実施をするということがありましたけれども、現在は実施しておりません。現在実施している防災対策としましては、下浜地区の防災訓練、年１回ありますが、そこに参加することのほかは、災害用マニュアルの作成、児童館の利用登録時に、災害発生時は都農南小学校を目指して逃げるようにと、子供と保護者に対して伝えることを徹底しております。

今後は都農南小学校とも連携をしながら、各学期１回程度、防災訓練の実施を計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　では、次の質問に移ります。

耐震診断は実施しているのか、実施していた場合はその結果について、実施していない場合は予定等について伺います。

○議長（三輪隆之）　　幸範議員、５番を飛ばされています。黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　ちょっと順番を間違えました。

みなと児童館は築何年経過しているのか。塩害等により老朽化以上に経年劣化が進んでいるように思えますが、どのように受け止めているのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　福祉課長

○福祉課長（黒木小百合）　　築52年です。ご指摘のように、老朽化や塩害による劣化が進んでいると認識しておりますので、管理者からの報告を受けながら、最低限ではありますけれども、必要な改修を重ねている状況です。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　先ほどの質問になりますけれども、耐震診断は実施しているのか、実施していた場合はその結果について、実施していない場合は予定等について伺います。

○議長（三輪隆之）　　福祉課長

○福祉課長（黒木小百合）　　階数が２以上でないということもありますけれども、耐震診断は実施しておりません。計画につきましても、今のところはございません。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　耐震診断は実施していないということですが、それを含めて次の最後のみなと児童館全般についての最後の質問に移ります。

南海トラフ地震の発生が予測される中、数年先を見据えた建て替えや移転等の協議をする時期に来ているのではないかと思っていますが、この点について町長はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　先ほどの耐震診断をしていないというのは、それだけ老朽化が進んでいるというのを認識した上でのことでございますのでご理解いただければというふうに思っておりますが、やはり昨年８月８日の日向灘沖地震におきまして、南海トラフの臨時情報、巨大地震注意というのが制度化されて初めて発表されておりますので、そのようなことも踏まえて、今後の在り方は考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

施設の老朽化、それから先ほどご指摘もありました塩害、これは間違いない状況でございまして、施設の中、環境も含めて改善しなければいけない部分が多くありまして、今後、建て替えなどを含めた検討が必要であるというふうに認識しているところでございます。

また、大規模地震の発生による津波への備え、それから先ほども申し上げましたが、児童の人口分布、状況から移転の検討も同時に進めていく必要がありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、児童館自体は地域の多世代交流サロンとしての役割も担っておりまして、この地域に存在することで果たしてきた施設としての役割、それから地域の人々が主体となって子供たちを支え、周辺環境を整えてきたという歴史もございます。移転の議論につきましては、地域の皆様、関係者の方々と十分に協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次に、町営住宅入退居時の緩和策についての質問に移ります。
　そもそも保証人か連帯保証人かによって保証責任は変わってくると思いますが、過去５年間において未納金や滞納金を保証人から徴収したことはあるのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　過去５年間においては、令和５年度に入居者１名の方の滞納家賃について、連帯保証人の方から徴収した実績があります。
　以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　それで、徴収が１件あったということですが、保証人に催促、またはその旨を、滞納していることは通知しているのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　基本的には入居者の方に通知をしておりますんで、入居者の方から連帯保証人の方にいっている場合もありますし、過去もこの令和５年度の場合は直接、保証人の方に通知をしていると考えております。
　以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　では、保証人について、入居時に保証人をつけるわけですけれども、それ以降、数年置きにその確認等を行っているのか、それともその入居時のみで、後の確認等は行っていないのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　連帯保証人については、以前は５年ごとに誓約書の更新をしていただくことで確認を行っておりましたが、入居者の方々の負担軽減を図るため、昨年の条例改正により、現在は不要としております。
　以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　入居者の中には保証人が亡くなった方とかがおられると思いますし、例えば病気とか認知症等により保証能力をなくした方もおられると、そういうケースもあると思いますが、この点についてはどのように対応しているのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　保証人の方々の状況を全てうちのほうで把握するのは非常に難しいと考えておりますので、亡くなられたとかそういうことがあった場合については、入居者の方々から届出をしてもらって保証人を立て替えてもらうというような形にしております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　では、次の質問に移ります。

この質問は令和４年９月定例会で行った一般質問の再質問です。公営住宅は住まいのセーフティーネット、安全網の最後のとりでと言われながら、保証人が壁となって生活弱者が入居できないことなどから、公営住宅入居時の保証人を不要とする動きが全国で広がっています。

本町において、町営住宅入居時の保証人を不要にできないかという質問に対して、当時の町長は、原則としてはこれまでどおり、しかしセーフティーネットの趣旨を考え、あるいは国の方針の趣旨を鑑みれば、もう少し踏み込んで、いわゆる弱者と言われる人たちの住まいのセーフティーネットの在り方という観点から再度検討しなければいけないと思っていると答弁されましたが、改めて、保証人を不要にできないか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　現在、都農町公営住宅の連帯保証人制度は、入居時において２名届出を条件にしております。滞納のリスク回避はもとより、入居者の安否確認やトラブル対応などで協力をお願いする役割もあり、重要な位置づけであると認識しております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。

この質問も令和４年９月定例会で行った一般質問の再質問です。令和４年４月から改正民法が施行され、保証人が負う上限額の決定が義務づけられ、負う金額があらかじめ具体的に示されることで、かえって保証人になることを避ける動きも見込まれ、今後一層、確保が困難になることが予想されます。

現状のまま保証人を必要とする場合、２人制から１人制への緩和はできないかという質問に対し、当時の建設課長は、今のところは考えていないが、今後の社会動向を見ながら、住宅弱者に優しい都農町を目指していきたいと思っていると答弁されましたが、改めて２人制から１人制に緩和できないか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　現在のところ、保証人２人制については維持していく予定でありますが、１人制への緩和についても、県内の事例を参考にしながら、メリット、デメリットを検証した上で今後検討していきたいと考えております。
以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。
近年の消費者物価指数等の上昇を踏まえて、所得制限の見直しはできないか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　公営住宅の目的が住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給することとなっており、そのため公営住宅の法令に基づき、条例にて入居者収入基準額が設定されております。公営住宅の目的から、入居収入基準額見直しの予定はありませんが、今後、県内の状況を見ながら判断していきたいと考えております。
以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。
退居時に畳とふすまの取り替えを入居者が負担するようになっておりますが、今、業者に一応預けるようになっておりますので、その預けた金額と数年たったときの金額、特に最近は物価上昇が激しいので、その差額についてはどのように対応しているのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　現在のところ、差額を支払った事例はありませんが、退居から入居までに相当な期間を要する事例もあり、物価上昇等による差額に対しての問合せがあった場合は柔軟に対応していきたいと考えております。
以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　建設課長から答弁があったように、退居から入居まで時間がかかる団地等もありますので、そこで今、退居時に業者にお金を預けるようにしているのを結局、役場にできないかという質問ですけれども、その趣旨はなかなかふすま業者とか畳業者の件数も少なくなったと、なかなか退居者が探すのがちょっと厳しい、厳しいというか、

大変だということと、もう一つは先ほど言ったように、預かるほうもなかなかすぐに入替えすればいいけれども、ある団地についてはもう５年以上、後が入っていないから、ずっと預かりっ放しだと、もうそんなに長く預かるのも大変だという意見も聞きますので、あえて、だったら役場のほうで預かってもらうようにするのが一番いいのかなと思いますけれども、この点について伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　ふすま、畳については、退居者が各事業者に依頼されており、それぞれに料金も異なると認識しております。したがって、役場にて一律に預かるということは現在のところ考えておりませんが、先ほども申しましたとおり、以前と比較すると、退居から入居まで相当な期間を要する事例も発生していることから、現在の制度については今後見直しを検討していきたいと考えております。
　以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　特にその点については業者側、町内、できればやっぱり町内の業者に委託されるのが一番いいのかなと思いますので、町内の業者さんともやっぱりそこらあたりをもう一回話し合ってもらって、多分いいほうに進めていただければと思います。
　それでは次に、教職員の処遇改善等についての質問に移ります。
　全国で教職員の精神疾患による休職者は令和５年度は7,119人、全教職員数の0.77％で、令和４年度の6,539人より580人増となっているようですが、本町において、過去５年間内に精神疾患による休職者はいなかったのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　本町における過去５年内の精神疾患による教職員の休職者数は４名であります。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　今、４名いたという答弁をいただきましたけれども、やっぱり今後は出さないことが望ましいという思いから次の質問に移ります。
　精神疾患による休職者の対応策として、情報通信技術を使った相談体制の整備やメンタルヘルス、心の健康対策実証事業など取り組めないのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　ご質問のとおり、教職員の休職者数が増加傾向にあることは深刻な問題であると、早急な対応が必要だと考えております。

現在、メンタルヘルス対策として、教職員全員を対象にストレスチェックを実施し、自己のストレス要因を認識することで不調の早期発見、また組織としても集団データを分析することで職場環境改善に活用しているところでございます。

教職員のメンタルヘルス対応は本町においても非常に大きな課題と捉えていますので、ご質問にありましたＩＣＴを活用した相談体制などについても先進事例を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。

慢性している教職員不足が負担増につながり、メンタルヘルスの悪化を招いている悪循環に陥る現状を危ぶみ、削減できる仕事を明示するなどして、職員が子供の指導や教材研究に集中できる環境整備に取り組むことが重要だと思います。

県教育委員会によると、昼休みの長さに規定はなく、全国でばらつきがあり、本県では長い間、45分が一般的だったが、新型コロナ感染拡大防止や教職員の働き方改革を目的に削減に乗り出す学校が近年増えてきているようですが、本町において授業時間や昼休み時間の短縮化は考えられないのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　小・中学校におきましては、学校教育法施行規則に定められた標準授業時数に基づき、児童・生徒、学校、地域の実情を考慮しながら、各教科等の教育活動を実施しております。そのため、小・中学校におきましては、授業時間の短縮は行っておりませんが、１時間目の授業開始を早めたり、ご質問にありましたとおり、昼休みを短縮したりすることで、教職員が放課後の時間にゆとりが持てるようにしております。

また、各学校に教職員の業務支援を行うスクールサポートスタッフを配置するなどの取組は進めておりますが、今後、さらなる教職員の負担軽減を図り、教育の質を向上させるため、ＩＣＴの活用、業務の効率化など多面的なアプローチを組み合わせ、学校の実情に応じた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　昼休み時間の短縮化について質問しましたが、今の答弁を受けて、ちょっと後ろ向きな質問になるかもしれませんけれども、友達と自由に交流できる昼休み時間は社会性を育む上で大切だと思います。ストレスを発散できて問題行動が減れば、教職員の負担軽減につながることも考えられます。何らかの形で自由に交流できる場、あるいはそういう時間を設けることも重要だと思いますが、この点について何か答弁があればお願いします。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　ご質問のとおり、昼休みの短縮につきましては、本町もほぼ30分、令和７年度につきましては、小・中学校30分ということで、現在も30分、35分、令和６年度、令和７年度は小・中学校30分と考えておりますが、ご質問にありましたように、やはり子供たちのそういう昼休み時間の交流というのは大変大切なことだと考えておりますので、教育課程の中で、いわゆる授業の組の中で、枠組みの中でいろんな交流活動を取り入れていかなければいけないなと考えているところで、学校のほうにもそのような教育課程の取組については現在指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　次の質問に移ります。

今後、都農東小学校で複式学級が予想される中、複式学級を受け持つ担任教師の負担増にはならないのか伺います。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　複式学級の指導につきましては、県の教育委員会作成の複式学級指導資料を基に複式学級を有する学校は指導計画を作成しまして、それに基づき指導を行っております。

複式学級担任の負担増ということにつきましては、授業におきまして、２学年を指導しますので、１学年のみに指導するのとは違い、授業の事前準備などに時間がかかることが考えられますので、先ほど答弁いたしましたように、準備時間等にゆとりが持てるように放課後の時間の確保などをさらに推進する必要があると考えております。

なお、町内では現在、内野々分校が複式学級で学習指導を行っておりますが、タブレットの活用や学習教材の工夫などを取り入れております。また、一部の教科において、分校主任や教頭が授業に入るなど、学年ごとの授業を県の教職員配置内で対応もしているところでございます。

今後、児童数の減少が進む中で、複式学級を有する学校も出てくると予想されますので、複式指導の在り方については、研修等により教師の指導力向上を図っていかなければならないと考えておりますし、一方で、児童の学習環境面から見た場合の学校体制の在り方については、今後議論を深めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　それでは、最後の質問に移ります。

公立小学校の教員給与で残業代代わりに支給している教職調整額について、政府は現

状の基本給の４％を令和７年度から段階的に引き上げ、12年度に10％へ増額することを決めました。教職員の給与をめぐっては、1971年に教員給与特別措置法で教職調整額が規定されてから変わっておらず、近年、教員の長時間労働が問題となり、公立小学校の採用倍率は2023年度に過去最低の2.3倍に落ち込んでいます。ちなみに、文科省の令和４年度調査では、月45時間の残業上限時間を超える教員が小学校で64.5％、中学校で77％に上っています。教職調整額の10％の引上げは、処遇を改善して優秀な人材を確保し、教育の質を高めることにつながると思われますが、教育長はどのように受け止めておられるのか伺い、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（三輪隆之）　　教育長

○教育長（中西浩美）　　教職調整額の引上げでございますが、議員ご指摘のように、教職員志望者の減少が問題視される中で、人材の確保に向けた施策の一つになるのではないかと考えます。また、教職員の意欲向上や定着率の改善も期待できると考えております。一方で、教職員の長時間労働という根本的な課題解決が重要でありますことから、働き方改革は今後も推進していかなければならないと考えております。段階的な引上げということでありますので、今後は国の動向を注視してまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　以上で、黒木幸範議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。再開は９時45分とします。

（午前９時３６分　休憩）

（午前９時４５分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

２番　勝目文明議員

○議長（三輪隆之）　　２番　勝目文明議員

○勝目文明議員　　改めまして、おはようございます。
通告に従いまして、ただいまから行政に対する一般質問を行います。
まず、町有地の活用の現状についてということでございます。
地方自治体の財政難や老朽化した施設の統廃合などに起因して、未利用の公有地を有効活用するための必要性が大きくなってきているようです。そのため、地方自治体は公

有地の売却や貸付けによる土地活用を推進するようになってきました。国交省においても、人口減少等によって全国各地において自治体が取得・保有する多くの遊休公的不動産が存在し、今後さらに増加することが予想されるとしています。また、多くの地方公共団体においては、様々な課題により、遊休不動産の利活用が十分に進んでいないと結論づけています。ただし、公共不動産活用はまちを変えるきっかけになり得るものです。

そこで、今後、財政や人的資源が厳しさを増していく中で、今抱えている遊休公的不動産を利用して活用して官民連携で事業を行い、地域課題の解決につなげていく必要性があると思われます。最近の傾向としては、セール・アンド・リースバック方式、いわゆる不動産そのものは売却しながら、売却先と賃貸借契約を結び、そのまま不動産を活用できる仕組みや不動産を活用した資金調達や不動産を活用した官民連携事業などいろんな取組がなされています。

今後は町単独での取組は財政的にも人的にも厳しいと思われます。また、2023年に新館１階の会議室で官民連携による公共施設マネジメントということについて、ここにいらっしゃる皆さんと一緒に講義を受けたことは記憶に新しいところでございますが、その中でも、これからの公共施設は単なる施設整備ではなく、まちづくりの観点からの取組が必要とされると言われておりました。

さて、今回の当初予算の中には、土地活用に関する大きな予算はついていないようですが、また令和６年第１回臨時議会の議案第43号　令和６年度都農町一般会計補正予算の質疑において幾つか答弁されております。そこから約１年ほどたちますので、再度確認をさせていただきたいと思います。

まず、高齢者住宅建設に始まり、陸上養殖場の建設を見送って現在に至ります駅前コーランニット跡地の活用方法についてお伺いしたいと思います。

あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　それでは、勝目文明議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

土地活用、公有地の活用についてのご質問でございます。官民連携事業なども考慮しながらというご意見でございます。そういう視点も用いながら、今後進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

駅前コーランニット跡地の活用につきましてでございますが、先ほど議員からもお話がありましたとおり、経緯等はお話しいただきましたが、現在、活用方法につきましては白紙の状態で何も決まっておりません。今後につきましては、いろいろな角度から考察し、売買等も含め、最適な利活用の方法を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　今の答弁で、売買等も含めてというお答えでございました。特に皆さんもご存じのとおり、コーランニット跡地というのが規模もそれほど大きくもなく、ち

ょうどコーランニットの跡地にあった前の国有地は既に個人に売却されていると聞きましたので、その売却を視野に入れるということは、一定処分してもいいのではないかと思います。

次に、都農高校跡地の今後の計画についてお伺いしたいんですが、現在、グラウンドのほうはサッカー場、保育園等の計画がありますが、肝腎の校舎跡地については、今回の当初予算においてはプールの解体ぐらいは上がっていたように思いますが、令和６年の９月議会の中で、現在老朽化している社会福祉協議会と中央公民館等の機能を持っていくとの答弁がありました。ただ、電気や水道などのライフライン等のインフラを整備するだけでも相当な費用を要することは想像するにたやすいと思われますが、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ご質問の中にもございましたとおり、建物につきましては、現在、高校の古い建物の１棟のうち旧商業棟と言われる施設に株式会社Ｊ．ＦＣ宮崎、ヴェロスクロノスの会社が事務所及びトレーニングルームとしての活用をしております。また、一番前のほうになりますけれども、旧図書館棟に宮崎大学のほうが地域経営学講座、本町からの寄附講座の事務所として活用しているのが現状でございます。

建物につきましては、先ほどお話もございましたとおり、社会福祉協議会、それから中央公民館等の機能をというふうに考えているところでございますが、調査を進めていくに当たりまして、やはり電気、水道が今のままでは使えないということでございます。また、その関係で、トイレの整備とかにどうしても多額の費用がかかるというような状況でございます。また、解体するにも費用がかかりますし、解体後のいわゆる地面というか、そちらについてもどうしてもバリアフリー化ということになると、多額の費用がかかるということで、方向性をまだ見定めているところでございます。

また、グラウンドにつきましては、南側につきましては天然芝の多目的グラウンド、それから北側といいますか、西側といいますか、もう一つの旧運動場につきましては、ソフトボール場の整備を本年度予算に計上しておりますし、南側については中央保育所の新築移転を考えておりますが、現在のところ、実施設計を策定中でございます。

このため、本年度におきましては、ソフトボール場の整備とプール解体工事費の予算を計上させていただいているところでございます。すみません、７年度予算ですね。７年度当初予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　非常に広大な敷地に何棟も建っておりますので、よほど計画的にやらないと、これもまた町単独ではかなり厳しいのではないかと思われます。官民連携というところもあわせて今後とも検討されればよいのかなということも思います。

それでは、その次の都農神社交差点西側隣の土地取得の状況と誘致状況はということなんですけれども、これも前回の説明で、３区画の整備を行うと、そのうち１社とは協議を既にされていて、関連する企業を含めての企業誘致とのことでした。その件を含め

てご報告をお願いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　取得予定土地の不動産鑑定が終了いたしましたので、まずは地権者との用地交渉を今現在始めたところでございます。

それから、企業の誘致につきましては、進出希望は数件来ておりますが、実際に誘致に関する協議、実際にどうするかというようなちゃんと誘致に関する協議というのは実際にはまだ行っておりません。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　これまだ協議が行われていないということですけれども、近々協議が行われるという可能性はあるんでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　まず、用地の取得が済みまして、区画の工事が始まるぐらいから、実際に誘致企業としてどこを受け入れるか、どうしていくかというのが、協議が始まっていくということになるかと思います。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　令和６年６月議会において、道の駅の増築、改装について議論した中で、執行部のほうには意見を求めなかったんですけれども、一つの私の提案として申し上げて終わっていることがあります。覚えていらっしゃらないと思いますので、また再度申し上げますが、そもそも道の駅を含めた観光を視野に入れた開発行為であったはずで、農業トレーニング施設としての体験施設等をあわせて併設するならば、一体感も生まれてつじつまが合うという内容をそのとき提案させていただいたと思います。現在、その誘致交渉されている企業とも関係してくることなので、なおさらだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　その辺も含めて今後、検討していきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　やはりまちづくりの観点というところを含めた上で、単体の企業をただ持ってくるというだけじゃなくて、先ほども申しましたまちづくりの観点からも計画

をしていただけるとありがたいかなと思います。

次に、2024年に家畜防疫対策の拠点として国道10号沿いに新たに整備された常設の消毒ポイントの残りの土地、これも臨時議会の際にコーランニットの跡地もあわせて誘致活動に力を入れていきたいと考えている、用地が無駄にならないようにしっかりと検討していくとの答弁でしたが、現状はどうなっているかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　財政課長

○財政課長（野津手道信）　　残りの土地については、売却する方向で検討しております。この土地につきましては、もともと企業誘致用の土地として購入したということを確認しております。基本的には事業用に供していただける事業者様への売却を優先に検討をしております。

しかしながら、常設の消毒ポイントが国道にほぼ全面、面しておりますことから、残りの土地の売却に当たっては、国道からの出入口を確保した上で売却することが必要になってきます。これは消毒ポイントの分筆登記が出入口を残して必要になってくるということでございます。これは建築基準法上、道路に面していないと建物が建てられないということからです。また、土地を売却後に防疫措置等が発令された際には出入口を利用させていただくことが必要になるのではないかというふうに考えております。

本来、未利用地の普通財産については公売による売却が一般的ではございますが、先ほど申し上げたような特殊な事情がございます。事前にいろいろな協議等が発生しますので、随意契約による売却が適切ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　今、財政課長の答弁にもありましたが、非常に、どうしてここに、もうちょっとつくり方を考えてやらなかったのかなという気もします。なかなか売却するにも、し難い土地だと思いますが、なるべく早い段階で売却できるような方向にしていっていただきたいと思います。そうでなければ、また土地の管理という問題もついてきますので、なるべく早い売却をお願いしたいと思います。

次です。

この場で何度も議論してきたところでございますが、町立病院跡地の活用についてお伺いしたいと思います。令和６年９月議会の際の答弁でも、町長が、町民の健康を維持し、病気や要介護の状態になってもなお住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり、このために拠点となる施設の整備が必要であるという考えに変わりはないと力強くおっしゃっていたのを覚えております。またさらに、現状では関係課から成る検討委員会を設置して、近隣市町村の施設を見学するなど検討を行っているという答弁でございました。さらには、有事の際等、町立病院に搬送できない患者を収容する場として、広い会議室であったり、多目的に使えるスペースが必要になってくると考えているために、負傷者の収容機能を備えるということにより、保健、医療、福祉にとどまらず、災害に強いまちづくりの観点からも必要性が高いものになるというふうに考

えていて、長期の避難を強いられても、医療と保健で避難者をケアする避難所になり得るというふうに考えていると、今後もしっかり検討を進めてまいりたいと答弁されております。現在の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　昨年９月の一般質問でご質問いただきました町立病院跡地の活用、私の公約でございます保健福祉センター建設ということで、答弁の内容もお話しいただきましたとおりでございます。

私としましては、考え方に変わりはございません。逆に、一番最初のほうに出ておりました都農高校の活用のところで、社会福祉協議会等をあそこに入れて活性化をというふうに考えておりましたが、なかなか電気、水道、それからトイレ、そのような整備をしていくと、今後、何年使えるか分からないところもございますので、そこで施設整備の改修をやるのか、それとも新しくつくる保健福祉センターのほうに入れるべきじゃないか等の議論も進めているところでございます。現在は健康管理センターにおいて、保健師が県外の施設等の視察を行ったり、その上で必要となってくる機能の検討をしていただいているところでございます。

もう一つ、お話の中に、公共施設を広域的に、いろんな資金を活用してという話もあったかと思います。これにつきましては、児湯郡内の市町村長、西都市長、これは選挙の前の市長さんのお話になって恐縮なんですけれども、その前の市長さんも含めた協議の場では、広域的な施設の検討が必要ではないかというお話がございまして、例えば、隣町とか新しくつくってしまった施設はなかなか広域的につくるということは難しいんですけれども、そうでないものについては児湯郡内での共同設置、市町村で共同で設置するということを考えてもいいのではないかというような議論を今後、加速化させていこうという話をしているところでございます。どのような施設がそれに当たるかというのは、また話を進めながらになってきますので、改めてお話はさせていただきたいと思っておりますが、財政状況が厳しい中、それから人口が減少するのが将来的に分かっている中では、そういう広域的な施設の整備等もしっかりと検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　いずれにせよ、先ほども申し上げましたけれども、町単独で非常に難しいところがあれば、近隣市町村、もしくは企業なりとの官民連携というところで計画的なところを行財政運営にして行っていただきたいと思います。

今回の町長の施政方針の中でも幾度となくおっしゃっていますが、歳出の抑制だとか事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、これを徹底していくとおっしゃっておりますので、この辺の活用のほうも多分そこの中にも入ってくると思われます。今挙げた土地に関しては、前町長の施策における土地に由来するところが多いと思います。坂田町長の政策の中に重要な位置を占めるのでなければ、あえてその場所に力を注ぐ必要もないと思われますし、なるべく計画を立てるのであれば、早めに、期待している町民も少な

からずいらっしゃいますので、どうなるんだ、どうなるんだという期待もされていますので、なるべく早い段階での計画を示していただけるようにお願いして次の質問に移りたいと思います。

次ですけれども、デジタルフレンドリー事業についてでございます。

この事業では、貸与された人向けに使い方の講座の開催、健康アプリの利用促進等が行われてきたところでございますが、これまでも情報格差やデジタル格差といったデジタルディバイドについて幾度となく議論してきました。デジタルディバイドが解消されると、生活上の問題の解決につながるということで、近々では令和６年度の３月議会、６月議会にもそれぞれ違う角度により質問させていただいています。そのことを踏まえて再度伺いたいと思います。

令和２年度より進めてきたデジタルフレンドリー事業ですが、特にデジタルディバイドの問題点などについて、これまでの総評と今後の展開はということでございます。６月の町長答弁では、デジタル化に慣れていただく、デジタル化を進めるという所期の目的は達成できたという答弁でございましたが、今の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　デジタルディバイド、いわゆる情報格差の問題についてでございます。本町どこでもインターネット回線に接続できる環境の整備を行ったことと各世帯に通信機能付タブレットを配付し、金銭的な理由でインターネット接続ができない家庭への支援を行ったことで、ほかの市町村に比べ、いわゆる情報格差、デジタルディバイド対策は実施できたというふうに考えておりまして、進んでいるというような話でございます。

今後につきましては、各公民館等での使い方の指導、いわゆるｄ－サロンですね、そしてＩＴヘルプデスクの運営を継続していくことといたしております。また、使う人、使わない人、それから例えば使えない人もいるかもしれません。これらをちゃんと把握して、本当に必要な方への支援の方法を考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　ある程度、浸透はしているということでございます。今後とも講座、ｄ－サロン等のサポートもぜひ続けていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金によって、つのコイン、脳にいいアプリ、ヘルスケアパスポート、ケアエール等のサービス運用など様々な取組を実施してきた事業における今後の原資や展開というのはどうなるかお伺いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　今後につきましても、各種デジタル施策を地域活性化の手段

として活用できますように、国等の補助事業等を活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

運用につきましては町単独というような形にはなると思いますけれども、ハード整備とかそこら辺につきましては、あらゆる補助事業を活用していきたいと考えております。

それと、令和８年度以降の利用継続の見通しにつきましては、各種サービスの利用状況の施策に対する効果、またその財源も含めて検討を行っていきたいと考えております。

まずはこれまで進めてきた各サービスの利用者の増加と活用施策の拡大に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　運用においては町単独ということになるという答弁でしたが、やはり今までの状況を検討、十分に踏まえた上での実施にしていただきたいのと、あとその都度またご報告をお願いしたいと、状況をご報告お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、多様な交通手段をＩＴ、情報技術で統合するサービスなど交通弱者のために各地で試行錯誤が続いておりますが、本町においてもさらなる手段は考えられないかという質問になりますが、この交通弱者の足についても、この議場で何度も議論させていただいているところでございます。しかしながら、決定的な結論まで至っていないのが現実でございます。

最近では令和６年の３月議会ですのでちょうど１年前になります。デジタルの双方向型の活用方法としてオンデマンド交通の導入等について協議を行っているとの答弁がございました。デジタル化と交通手段の構築は切っても切れない関係にあると思います。デジタル化することで一気に問題解決に向かうとは思いませんが、大事なことは、デジタルの課題をデジタルだけで解決しようとしないことだと思われます。アナログの観点の施策との組合せこそが突破口であるということも思いますので、その点も含めましてお伺いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　今後の交通弱者対策として考えられるのは、議員がおっしゃっていますように、ＡＩでのオンデマンドバスとか公共ライドシェアとかになると思います。この点につきましては、公共交通的なものにつきましては、民間のタクシー会社との連携とか財源の確保というのが問題となっていきますので、その辺も含めながら、今後いろいろ検討を進めていきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　今、タクシー会社との連携をとおっしゃいましたけれども、最近ではタクシー運転手の不足問題も拍車をかけるようになりました。ついこの間も、最近、運転免許証を返納された高齢者の方がスーパーで買物をされた後、タクシーを呼ぶも、な

かなか来ないと困惑されていました。まだ昼間のことでしたけれども、これが今現実だと思われます。

コミュニティバスもなかなか隙間を埋めることがなかなかできていないんじゃないかなというように、これも以前から議論していると思うんですけれども、全体の路線、コミュニティバスのことですね、コミュニティバスに関しても全体の路線を満遍なく走らせる前に試験的に地区を絞って細かく分析をして柔軟なコース取りをするとか、そういった考え方も必要になってくると思います。

先ほどちょっとちらっとライドシェアという話がございましたけれども、今そのライドシェアに関してはちょっと検討はされているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　ライドシェアにつきましては、あくまでもそういう方法もあるよねというような形で、実際に役場で白タクで走らせてというのも一つの方法としてあるよねというような検討段階というか、今はそういう段階でございます。

○議長（三輪隆之）　　勝目文明議員

○勝目文明議員　　ちょうど宮崎市でもついこの間まで、２月11日から３月２日まで、キャンプシーズンに向けてライドシェアが行われていたところでございます。今、全国的にもライドシェアというところが非常に注目されているわけでございますが、これはちょうど、今ちょうど課長のほうからライドシェアという話が出たから言いますけれども、現総務課長から紹介していただいてずっと気になっていた事例があるんですけれども、富山県朝日町の取組、ノッカルあさひまちという、これもやはりデジタル田園都市国家構想の社会実装をモデルとして注目を集めている事業なんですけれども、要は住民同士の助け合いの気持ちをデジタルによって可視化し、ドライバーの外出予定と利用者の移動ニーズをマッチングすると、住民のマイカー移動を活用して外出促進、暮らしの質向上を図る朝日町の新しい公共交通サービスとして取り組まれているところでございます。この朝日町というのは富山県の朝日町というところがあるんですけれども、ちょうど人口が１万1,000人ぐらい、ちょうど本町とも同じぐらいの規模の町でございます。ぜひここも参考にしていただくと非常にいいのかなということでございます。

隣近所に、どこかに行くついでに乗せていきましょうかとかいうそういう行為は昔から何かしら経験したことがあると思うんですよね。例えば自分の親が隣の高齢者に声をかけていたとか、近所の友達の親に一緒に乗せていってもらったという経験は少なからずあるのではないでしょうか。この朝日町にしろ、住民の間には古くから地方特有の互助精神が根づいていて、いわゆるついで送迎の原型が形成されていたと言われております。この根底にある助け合いの気持ちをデジタルによって具現化、令和元年度にドライバーの外出予定と移動ニーズをマッチングする仕組みを構築して住民同士の共助で成り立つ新しいモビリティーサービスとして始動したという実例がございます。その辺もまた参考にして、今後も考えていっていただきたいと思います。これからの新しいモビリティーだと思いますのでよろしくお願いします。

ということで、単一のシステムでコミュニティバスだったらコミュニティバス、オンデマンドであったらオンデマンド、そういう単一のシステムで町全体をくまなくカバーしようとすると、どうしてもサービスが薄くなってしまいますんで、今後は同じ町内でもサービスのシステムを幾つかのものを組み合わせるような細やかな取組が必要となってくるのではないかと思われます。コミュニティバス、オンデマンド、ライドシェア、もしくは他のシステムの総合的な取組が必要だと思います。デジタルが解決策の主軸になってしまうと、デジタルに特化した観点に終始してしまいがちです。生活者のことを思い、そして課題を解決することを常に軸に置いておかなければならないということだと思います。デジタルは下支えしてくれる機能であって、その上で適宜活用していくということが大事であると考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（三輪隆之）　　以上で、勝目文明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午前１０時２０分　休憩）

（午前１０時２０分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

３番　黒木正文議員

○議長（三輪隆之）　　３番　黒木正文議員

○黒木正文議員　　失礼します。通告に従い、一般質問を行います。

湯の本地区の駐車スペースの設置についてです。

湯の本地区のことについては、昨年３月４日、一般質問しましたが、その結果、町道にはみ出していた生け垣は全て腰の高さでカットされ、車両からも見通しがよくなり、また防犯上もよくなりましたが、凸凹の町道の舗装がまだされていません。

湯の本地区の生け垣を全て撤去し、墓地側にどの方向からでも安全に駐車できる駐車スペースを設置することはできないか。私が前回質問したときは、厚生労働省の通知で、墓地の管理等において植栽が必要とか、これは必要、これは努力義務で、できるだけ緑地で囲むことが指針に出ているとか、また所有者の方々のご意見を聞かずして事業を進めるのはいかがなものかと言われたが、あれから１年たちました。私がその後、聞いた苦情の中には、生け垣の葉っぱが墓の中に入ってくるので自分たちで剪定をしたとか、夏草が生い茂って道路にはみ出し駐車しにくいとか歩きにくいとか、また生け垣の根元

にお墓に備えてあった花やサカキを捨てて帰る人や、また使えなくなったライターなどのごみを捨てて帰る方がいると聞いた。私も実際に見ています。ぜひ生け垣を撤去し、駐車スペースを設置してもらえないか。

あとは自席にて質問します。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　それでは、黒木正文議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

湯の本墓地についてでございます。昨年４月にもご質問いただきました。その際には、一部の生け垣の撤去等についてのご要望もございましたので、対応できる限りさせていただいたところでございますが、今回、先ほどご質問の中にありました町道の舗装の件につきましては、後ほどまた改めてご質問をいただく予定でございますので、ここでは生け垣を全て撤去して駐車スペースをというご質問でございますが、現在、葬祭センターがありました跡地と湯の本公民館の前に駐車スペースがございます。こちらの駐車場がありますよという案内が足りないというところも実は反省点ではございますが、そういった形の駐車場の整備ということは考えておりませんで、今後、道路を整備する際に合わせて、先ほどもございました歩道の確保、歩く人の安全の確保、そちらのほうも配慮しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　現在の湯の本墓地の状況について、町民の皆さんは道路交通法を守り、車両を道路の進行方向に向かって駐車し、お墓参りをしていますが、それでもその他の通過する車両に大変迷惑をかけているところです。

現在、盆、彼岸、正月等は大変なことになっている。墓地側に駐車スペースを設置すれば、安全にお墓参りができるのではないかということです。

墓参りの方だけではなく、保育所への送迎に出る車、また付近の住民の方、農家の方も墓参りの町道を使用している。大変迷惑をかけている状況であるので、ぜひ駐車スペースを設置してもらえないか。お願いします。

○議長（三輪隆之）　　住民課長

○住民課長（河野千恵子）　　正文議員のお話にもございましたように、お盆などのシーズンにおいては、特にお墓参りのための駐停車が発生してしまうこともあるようですが、シーズン前には必ず草刈り等を実施し、見通しを確保するなどして安全に通行できるようにし、またもっと先ほど町長が申し上げました駐車場を利用していただくことで混雑が解消されるのではないかと考えております。

また、議員がおっしゃるとおり、町民の皆様が交通法を守り駐車して墓参りをしていただいているおかげもあってか、警察に確認しましたところ、ここ４年間において交通事故の発生の報告はないようです。

さらに、県外等からの帰省された方たちにも、もっと駐車場を利用していただくよう看板等で駐車場の位置や駐車する際の注意事項について周知していきたいと考えております。

また、湯の本公民館隣に位置する駐車場についても、白線を引くなどして駐車しやすいスペースにしていきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　現在の駐車場は２か所ありますけれども、あそこに止めて、老人の方が一番端まで歩いていくのはなかなか大変と思います。

続いて、高鍋警察署と協議の機会を設けて、都農独自の安心・安全な駐車スペースは設置できないか。道路交通法では、道路に車両を駐車する際には、道路の左側に寄せて駐車したときに右側に0.5メートル以上の余地が確保できないと、無余地駐車違反になります。駐車する場所や駐車の仕方によっては違反になると思われる場所が多くあります。生け垣や生い茂った草、夏草を避けて駐車すると、当然、駐車違反になるので、生け垣を撤去して駐車スペースを設置してもらえないか。実際、夏は夏草がはみ出しております。私も何度も抜いています。抜く人がいます。できるだけ草が生えないようにしてほしいと思います。駐車スペースをよろしくお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町側の答弁はないですか。住民課長

○住民課長（河野千恵子）　　正文議員からのご意見をいただきましたので、実は高鍋の警察署職員とも、現場の現在の状況を確認してまいりました。今後も正文議員のおっしゃったような情報共有や協議を行うことにより、どうあるべきか検討しながら今後の在り方について検討していきたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　私も先日、高鍋警察署の署員と一緒に全て見て回りました。

次にいきます。

安全な駐車スペース設置に必要な要望、どうしたらいいかということですけれども、要望の１として、信楽寺保育園前は既に生け垣を撤去し、塀もなく、未舗装の駐車スペースがあります。あのような左右関係なく自由に駐車できる駐車スペースを全体的につくることはできないか。この場所は生け垣もなく、ごみ箱もありません。ごみ捨場もありません。壁もありません。駐車スペースは舗装されていませんが、よくできていて、車両が左右関係なく駐車しています。なぜここだけ駐車スペースがつくられているのか説明してもらえませんか。お願いします。

○議長（三輪隆之）　　住民課長

○住民課長（河野千恵子）　　質問にお答えします。

そもそも信楽寺保育園前の生け垣、花置場場所については、道幅が少し狭くなっているというところでもあり、道路通行の際、見通しが悪く危険であるというところでの地区からの要望があったために撤去したところでございます。駐車スペースのためにというよりは、道路通行の際の見通しを改善するというところでの撤去というところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　あそこだけでなくて、全体的に狭いです。私、測ってまいりました。

次いきます。

駐車スペース内には電柱が立ったまま残りますが、電柱の移動をお願いすると、工事費がかかるそうなので、そのままにして、看板を電柱の前後に立て、車両が衝突しないように注意書きをすべきではないか。このスペース内には７本の電柱があります。電柱に衝突し、接触する事故が発生すると大変ですから、そのための注意書きをしてもらいたい。これは要望です。

○議長（三輪隆之）　　住民課長

○住民課長（河野千恵子）　　駐車スペース内を整備したときのということでの要望かと思いますが、先ほど町長のほうから答弁に少しありましたが、道路整備の際に少しずつ検討していくというところもございましたので、その際にあわせて、電柱が残ったままで危険ではないかと、警察のほうでありますとか、担当課のほうの意見を聞きながら検討していきたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　分かりました。

そして、水道施設もそのままに、駐車スペース内に移動せずに、ブロックで車止めをつけて注意書きすることはできないか。水道施設も駐車スペースをつくる場合には全体に６か所あります。現在使用されているブロックをそのまま使用すれば、衝突事故はないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、もしつくる場合です。

○議長（三輪隆之）　　住民課長

○住民課長（河野千恵子）　　ご意見ありがとうございます。確かに低い位置にこの水道の蛇口等がありまして、整備する際には、そこも含めた安全な整備に検討を考えたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　要望事項なんですけれども、４として、信楽寺保育園の北側に自転車

や歩行者が車両と離合する際に転落のおそれのある危険な場所があるので、転落防止のガードレールかガードパイプを設置することはできないか。高齢者の方や子供が転落すると大けがにつながりますので、早急に転落防止を設置してもらえないか。お願いします。

○議長（三輪隆之）　　正文議員に申し上げます。要望ではなく提案という形でお願いします。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　防護柵については、車両及び歩行者等が路外へ逸脱及び転落した場合に危険と判断される路側に設置しております。

ご指摘の場所については、道路と隣接農地の高低差が1.5メートル程度あり、転落防止対策の必要性はあると考えられますが、路側部に水道本管が埋設されており、支柱の根入れ等を考慮すると、防護柵の設置は不可能な状況であります。防護柵設置スペースの確保のためには道路を拡幅する必要があり、対応にはかなりの期間を要することが想定されることから、既設擁壁・側壁への転落防止柵設置や注意喚起のためのポール設置について検討していきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　そこのだから駐車スペースを広げれば、広くなると思うんですよね、それが。ちょうど樹木が並んでおります。あれをのけてもらえば、駐車スペースをつくれば広くなると思いますけれども、よろしくお願いします。

５番にいきます。

湯の本墓地前の町道は、車両がお互いに道路の脇の凸凹を避けるために中央付近を走行しているので危険な状態になっています。舗装工事も早急に実施してもらえないか。前回は高齢の女性が墓参りの帰りに凸凹で転倒し、顔面に大けがをした話をしました。そのとき町長がおわびの言葉を言われましたが、今回は手押し車を押した高齢の女性が砂利になったところでタイヤがはまり、手押し車を押すのに大変困っていたそうです。また、私が湯の本墓地の駐車スペースの検分中に、自転車に乗って通りかかった知人から、この辺はいつ舗装するのと言われたので、昨年から役場にお願いしているので、もう少し待ってもらいたいというような答え、そういう答えをしましたが、それでよろしいか。お願いします。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　湯の本墓地前の道路については、ご指摘のように路面状況が悪いため、道路利用者の皆様にご迷惑をおかけしております。

町道の舗装修繕については、通行量、損傷の度合い等を考慮しながら計画的に実施していく予定でありまして、当路線につきましては、令和７年度より路面状況の悪い区間

を対象に舗装修繕工事を実施していきたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　今、７年度、来年度より、舗装状況の悪い区間から始めるということでお話をさせていただきましたが、議員ご指摘のとおり、道路幅が狭いというところもございまして、まず道路幅の確保が優先、その後に、先ほど手押し車の方のお話もございました。歩道の確保、その上でその残ったスペースをどう使うのかという話になろうかと思いますので、そこら辺は整備を検討する段階で計画をさせていただきたいということでご了承いただければというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　黒木正文議員

○黒木正文議員　　最後に、事故のない安心で安全な都農町にするために、早急に湯の本墓地の、私からですけれども、駐車スペースを設置してもらいたい。また、ほかにこのような危険な場所があれば早急に対応してもらいたい。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（三輪隆之）　　以上で、黒木正文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は10時45分とします。

（午前１０時３６分　休憩）

（午前１０時４６分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

４番　松尾隆文議員

○議長（三輪隆之）　　４番　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　通告に従い、行政に対する一般質問を行います。

まず、産業の振興についてです。

私の友人から、どうしても町長に質問してほしいという依頼を受けての質問ですので、分かりやすく簡潔に答えていただけると助かります。

初めに、都農町の基幹産業である農業をはじめ、林業、水産業及び商工業の現状について、町長は具体的にどのような認識でおられるのでしょうか。農業、それ以外の畜産

業、林業、水産業、商業、工業の各部門ごとにお伺いして、演壇からの質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　それでは、松尾隆文議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

産業振興ということで、お知り合いの方からのご質問をいただいたということでありがとうございます。現状の認識ということでございます。

まず、農業につきましては、昨今の気象変動に伴いまして、農作物の生産量が減少傾向にあると、また米、野菜等は物が少ない関係で高値で取引がされているものの、農家の収入は低迷していると、それに加え、燃料や資材の高騰などにより、農業所得も目標を下回っているのが現状のようでございます。

次に、畜産でございますが、畜産物の販売価格の低迷、また飼料や資材価格等の費用の高騰、経費の高騰、また雇用をされている農場におきましては、人件費の上昇等もあり、大変厳しい状況にあります。畜産物の販売価格の上昇がいまだ厳しい状況でございますので、生産コストを抑えるなどの対策が必要であるというふうに考えております。

次に、林業についてでございますけれども、町有林の伐採状況等から見ますと、木材の販売価格は維持しているというふうに考えておりますけれども、その要因の一つとしましては、バイオマスの需要によるものが大きいということでございまして、製造業は逆に仕入れ値の高騰などで苦戦している状況にあるというふうに伺っております。

次に、水産業でございますが、近年の気象変動、それから過剰漁獲などの影響等により、また事業従事者の高齢化、それから後継者不足により大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。

最後に、商工業につきましてでございますが、人口減少や近年の経済環境の変化、消費側だけではなく、事業者側も高齢化や若者の流出による労働力不足が顕著であり、地域の生産基盤が脆弱化しつつあるという認識でございます。

どの産業におきましても、抜本的に産業を守る施策が必要であると考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　林業のバイオマス発電以外は厳しいという状況であるということでしたけれども、部門ごとに現場の声を聞くための意見交換会や座談会などの催しは行っているのでしょうか。行われているとすれば、部門ごとの回数と参加人数、またその中で出された意見などがあればお願いします。

すみません、町長に答えてほしいということなので、町長にお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　まず、農業部門につきましてでございますけれども、農業につき

ましては、令和６年度、本年度、地域計画策定に係る座談会を実施しておりまして、それには県振興局をはじめ、ＪＡその他関係機関の代表も参加していただいて実施をしたところでございます。それにつきましては延べで114名の方が参加をしていただいているところでございます。また、ＪＡの各部会が開催する総会等において、担当職員が出席して意見の聴取を行っているというのが現状でございます。

また、畜産業につきましては、座談会等は実施しておりませんが、子牛とか成牛競り市等において意見の聴取を行ったり、私も空いている時間があれば伺わせていただいておりますけれども、また予防接種等で農家さんの家は回りますので、そこで意見を聞いているということと、それから昨年は鳥インフルエンザが川南町で１件起きましたけれども、その際に自衛防疫推進協議会のほうを開催いたしまして、各関係機関の要望等を伺っているところでございます。

水産業につきましては、漁協を通じまして意見聴取等を行っております。特に水産関係につきましては、水産加工場、それから養殖等もございますので、組合等の意見交換には十分時間を取るようにというふうに考えているところでございます。

また、商工業等につきましては座談会の実績はございませんが、商工会、それから今後、商工会の役員さん方とも意見交換会を行っていきたいというふうに、こちらもお話ししておりますが、商工会側からもそのような申入れはいただいているところでございます。

最後に、林業につきましては、なかなか直接お話を聞く機会はないんですけれども、森林組合等に事業を委託している際に現状のお話は伺っているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　意見の聴取は行っているという認識でよろしいんでしょうかね、そしたら。物価高騰、燃油高、人材不足などにより、部門それぞれ大変厳しい状況にある、現状の認識でもそうお答えになられましたけれども、現状を打開するための振興策について、令和７年度当初予算に今までの振興策に加えて新規に振興策を計上したものはあるのかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　全ての産業において新規の政策というのはございませんが、現在の農業・林業部門、これにつきましては現在の補助事業でございます農業振興対策事業の内容を一部変更いたしまして、令和７年度からは農業支援事業として事業を行う予定としております。このうち、農業用ハウスの延命化事業、それから畜産関連の施設の延命化、このほかに新たに気象変動対策の支援事業ということで、温暖化対策としてのビニールハウスの遮光資材、熱を和らげる資材に対する補助を行っていきたいというふうに考えております。また、人材不足や高齢化の対応策といたしまして、スマート農業等の導入のご要望等があれば、積極的に支援していきたいと考えております。

畜産の件につきましては、現在、昨年度の９月補正で予算化いたしました笹サイレージによりました経費の節減、肉質向上に係るモデル農場の選定を行いまして、繰越しに

なりますが、来年度に向けて実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、商工業につきましては、物価高騰対策といたしまして、国の補助金を活用したプレミアム付商品券発行事業を県に要望いたしておりまして、この３月補正予算に計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　次の質問に移ります。

農業振興対策事業においてお尋ねします。令和７年度の当初予算を見ると、昨年より1,000万円削減された補助金が計上されていますので、少し質問の内容を変えますが、まず令和７年度以降の農業振興対策を検討する中で、異常気象や資材高騰などで厳しい経営をされている農家や関係団体との意見交換は行われたのかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治）　　ＪＡのほうと協議をしております。ＪＡのほうで農家さんの意見を取りまとめていただいたので、それを基に協議を行っております。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　あわせて、地域計画の座談会の中では、農業全般についての意見交換を行わせていただいておりますので、先ほどご質問いただいたような内容のご意見はその中で出てきていたというふうに認識しているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　当初は６年度で終了ということでしたけれども、７年度以降も事業を継続するということでよいのか、また何年間の予定なのか、またなぜ1,000万円の削減、減額となったのかお聞きしますけれども、答弁できないようなら、午後からの議案質疑で質問しますけれども、よろしくお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　削減につきましては、1,000万円、予算上は削減いたしておりますけれども、事業を計画的に継続的にやっていきたいという考えの下でございます。その上で、先ほど申しましたような気象変動対策であったりとか、スマート農業であったりとか、新たな取組に対しては農家の皆さんのご意見をいただきながら計画をしたところでございますが、全体的な財政状況等を勘案して今回は予算額を減額させていただいたというところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　令和７年度だけということですか。何年か続けるなら期間を、すみません。

○議長（三輪隆之）　　産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治）　　今回は単年度としております。随時見直せるようにこのような体制を取っております。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　次の質問に移ります。
　商工業振興対策について、令和７年度以降の商工振興対策を検討する中で、商工業者や商工業関係団体との意見交換を行ったのかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治）　　現在の商工業振興対策基金補助事業でございますが、これが今年度から３年間の期間で行われております。改定前の令和３年から５年度に実施しました商工業振興対策基金事業の見直しを令和５年度に行っております。その際に商工会との協議を行っております。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　次の質問です。
　商工業振興対策の一つである商工業振興対策基金事業について、令和６年度の予算額に対し要望額が多かったため満額補助されなかったと聞きましたが、そのことについてお伺いします。実際はどうであったのか、また予算額と要望額の総額をお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治）　　予算額は1,800万円でございます。それに対しまして要望額が2,340万8,000円でございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　ということは、満額補助されなかったということですね。分かりました。
　次の質問に移ります。

物価高騰、燃油高、人員不足など、厳しい中でも都農町発展のために新規起業や規模拡大している商工業者に対しての援護策として、補助上限額を増額する考えはないでしょうか。また、要望額を満額補助するため、追加でも補正予算を計上する予定はありませんか、お伺いします。

○議長（三輪隆之）　　産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治）　　限られた予算の中でございますので、多くの方々に利用していただきたいということで今回このような措置となっております。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　次の質問に移ります。
８番目です。令和７年度当初予算編成時に、予算のヒアリングを行ったと思いますが、町民の声を反映したトップダウン、ボトムアップによる新規の政策提言があったのかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　この件に関しましては、ＪＡとの協議に加え、部会や生産者の皆さんの意見も反映させたいということで、繰り返しになりますけれども、気象変動対策、ビニールハウスの遮光資材の支援、それから昨年度から実施しております笹サイレージ等の事業の継続、またこれも昨年度から実施ではありますけれども、養豚農家さんにご協力をいただいて、給餌試験を実施している地域ブランド豚の支援策、これにつきましても令和７年度においては拡充をさせていきたいというふうに考えているところでございますが、これらの施策につきましては、全体的な予算の枠の中で考えさせていただいておりまして、どうしても予算が不十分な部分もあるかとは思いますけれども、これ以外に今日のご質問等にもいただいております公共施設をどうするのかとか、今後の事業の進捗状況においては、大型の補正予算も組まないといけないかもしれませんので、そういうところも勘案して歳出の見直しを図っているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　ちょっと質問に戻りますけれども、トップダウン、ボトムアップの政策提言は具体的にはなかったという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ボトムアップといいますと、職員からの提案ということだと思っておりますけれども、先ほどからお話ししております気象変動等につきましては、住民の皆さんの、農家の皆さんの意見を踏まえた上で、これがやりたいというふうな担当課

の意向等を踏まえたものだというふうに理解をしております。また、スマート農業についても同様でございます。

もう一つ、笹サイレージにつきましては、ある意味、農家の皆さんからは、通常、資機材等で使うおが粉の補助ができないかというようなご意見、要望書等も頂いておりましたが、林業のほうで考えますと、高値で推移はしているけれども、製造業者さんが仕入れようとすると高くて、なかなか手が出せないというような悪循環も発生しておりまして、おが粉が高くなっているのは事実のようですし、今後も高値で推移するんじゃないかというような状況もございますので、なかなかそれを、値上がりしていくものを助成するというのは厳しいものがあるというところも踏まえて、笹サイレージという笹を使った飼料の給餌によって資材の消費を抑えるというような対策ができないかということで、これは役場のほうから提案をさせていただいているというものでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　トップダウンについて、町長や副町長から、これをやりなさいというような感じの政策はないんですかね。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　やりなさいというところかどうかは別として、笹サイレージにつきましては私も製造元の会社に赴きまして、内容とそれから効果等の説明をお伺いして、導入しようということでＪＡのほうに働きかけをさせていただいているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　ということは、８番、９番、10番をまとめて、目玉も予算に反映したのも笹サイレージだということでよろしいんですかね。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　目玉と言われますと、いろいろな事業がある中ではございますが、先ほどから述べさせていただいておりますとおり、笹サイレージもですし、ブランド豚もですし、この産業振興部門でいけば、気象変動対策というのも今回の新規事業の一つであるというふうにご理解いただければというふうに思っております。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　次の質問に移ります。

旧都農高校跡地の整備計画についてです。

南側運動場に天然芝のサッカー場が整備されます。そのことについて、運動場近隣の

住民の方から、うわさではサッカー場が整備されると聞くが、議会だよりでもお知らせしていますのでそうだと思いますけれども、近隣自治区への説明はなされたのか。せめて、隣接する住民への説明がされてもいいのではないか。住民不在で事を進めているというお話を聞きました。工期や騒音、つくった後の駐車場問題など、事前に説明しておかなければいけない事柄が多々あるんじゃないかと思いますけれども、近隣住民に対して説明会などが開催されたのかお伺いします。工事を施工される会社のほうからビラと社会教育課のほうからビラが入っているのを見せてもらいましたけれども、説明会というのはなされたのかお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　都農高校の南側のグラウンドの整備についてでございます。これにつきましては、12月に事業を発注させていただいておりますけれども、南側のグラウンドをサッカーを含む多目的利用ができる天然芝のグラウンドに整備をするというものでございます。

住民の説明会を行ったかどうかということでございますが、この説明会等は行っておりません。ただ、そのようなご意見等をお伺いしまして、私個人ですけれども、３名の方からご要望等は直接お伺いをさせていただきました。その上で、話をお伺いいたしますと、やはり都農高校のグラウンドの周辺の木が記念樹、卒業記念であるとか、そういう記念樹であるので、切るのはどうかというようなご意見であったり、またこれは多分、藤見公園のホッケー場の整備とお話が重なっているのかなというふうに思ったんですけれども、人工芝の整備ではないのかというようなご意見であったり、また都農高校の南側のグラウンドにスタンドができるのではないかというようなお話でした。そういうお話をお伺いした際には、天然芝の整備のみで、周辺の木の伐採をする予定でしたが、切らないで済むものについては工法を変更させていただきますということでお話をさせていただきました。その際、住民説明会はということでございましたが、グラウンドの使用の形状が変わるのであればご説明を差し上げたいところでございますが、芝生の整備ということでございますので、社会教育課が作成したチラシを見ていただいて、それでご要望等があればお問合せいただこうということで、近隣の松原地区と駅通地区の全世帯向けにチラシの配布を行ったところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　今、町長のお話の中で、多目的グラウンドということなんですかね。初めて聞いたんですけれども、天然芝のサッカー場という説明は議会で受けたんですけれども、構想が変わったということなんですか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　当時の説明では、藤見のサッカー場が国スポのホッケーの関係で人工芝の整備をしないといけないということでございまして、その関係で天然芝のグラ

ウンドが必要になるということで、サッカーができる広さの天然芝のグラウンドの整備をするというふうにご説明をさせていただいたかと思います。ただ、サッカーができる広さにするのでサッカー場、それとサッカー場の代わりになるものということで、サッカー場の整備というふうに説明させていただいたかと思いますが、ただ、例えばグラウンドゴルフであるとか、そのようなものに使えないわけではないので、多目的広場という形で整備は進めさせていただいているということでございます。使用の頻度的にはサッカーのほうが多くなるかとは思いますけれども、町民の皆さんがそこでグラウンドゴルフをしたいというような要望があれば、使えるような形で運用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　議会で説明があった天然芝のサッカー場というふうに議会だよりで２回も出してしまいました。間違っていました。申し訳ございません。

それと、あと西側の運動場については、公立保育園が移転することになっていますが、このことについては近隣住民には説明はなされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　中央保育所の移転につきましてでございます。これにつきましては、高校の西側すぐ校舎のほうに隣接している運動場の北側の部分はソフトボール場として整備をしようと考えております。

それから、その半分、南側のほうを保育所を整備したいということでございます。これは議会の皆さんにもお話をしておりますが、現在の中央保育所が古いということで、地震等で事故が起きてはいけないということを考えまして、移転先を高校のグラウンドに持っていきたいというものでございます。現在のところ、中央保育所の保護者の皆様方に対して６月に説明会を実施したという状況はございますけれども、近隣の自治会等への説明等は行っておりません。現段階が実施設計の作業に入ったところでございまして、今後、各種調査等を実施いたし、それから移転場所を整理し、移転の内容を正式に決定した時点で自治会長等を通じて情報提供してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　最後の質問を行います。

2027年で製造が終了する蛍光灯についてです。

役場庁舎のＬＥＤ化については当初予算に計上されているところではありますが、まず公共施設におけるＬＥＤ化への進捗状況をお伺いします。

○議長（三輪隆之）　　財政課長

○財政課長（野津手道信）　　役場庁舎及び出先機関を含めて、ＬＥＤ化への移行については、ほとんど進んでいないというのが現状でございます。当然、故障したものについてはＬＥＤ灯への交換を行っております。出先について、病院については平成30年度の病院建て替え時にＬＥＤ灯にて整備を行っております。以上が現状でございます。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　蛍光灯からＬＥＤ灯への具体的なスケジュールと予算計画をお伺いします。今、課長がお話しされましたけれども、当初予算の要求書の説明にあるように、つかなくなったところから交換するのではなく、区画ごとに交換したほうが経費が少なくて済むと思われますがいかがでしょうか。
　以上で私の一般質問を終わります。

○議長（三輪隆之）　　財政課長

○財政課長（野津手道信）　　具体的なスケジュールでございます。令和７年度に具体的なスケジュール、予算を含めて計画を行う予定にしております。これは庁舎だけでなくて、出先機関も財政課のほうで調査等を行いたいというふうに思っております。
　しかしながら、ＬＥＤ化、ＬＥＤ灯への移行は必須でございますから、令和７年度につきましては、役場庁舎の照明器具の改修工事、一部を行う予定にしております。これについては当初予算に計上させていただいております。
　以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　以上で、松尾隆文議員の一般質問を終わります。
　ここで暫時休憩します。

（午前１１時１９分　休憩）

（午前１１時１９分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

５番　日高真之議員

○議長（三輪隆之）　　５番　日高真之議員

○日高真之議員　　それではまず、質問に関する論旨を述べたいと思います。

私は議会終了ごとに自身の活動報告書を作成し、支援をいただいている方を中心に配布しています。主にその時々の議会内容を中心に、町民が関心を持つ事業や一般質問の内容など、事実を分かりやすく記事にし、12月は約400軒に配布をしました。先日、その報告書を見た方が、日高さんは何でもかんでも反対しかせんと聞くけれども、報告書は初めて知る内容が多く、１人でも多くの人に都農町の現実を教えてほしいと激励をされたと思っております。町民の知らないことを知らしめることも私の目標です。町長の公約には情報公開があり、今回の施政方針にも、開かれた行財政運営と書いてあります。町長は情報公開ができていると思いますか。臭い物には蓋を、知られたくないものは闇の中へ、私からすれば、坂田町政も情報公開は全くできていないと実感しています。だからこそ、今日も１人でも多くの方に新しい情報が伝わればと思い、質問を行おうと思っております。

まずは国民スポーツ大会、以後、国スポと言いますが、この件から質問をしていきます。

国スポは令和９年に本県で開催、ホッケー競技が都農町で開催されます。今の時点で重要なことは、そのスケジュールを守ることで、執行と議会の連携が求められます。しかし、実行委員会が設立されたことは、残念ながら議会には報告がありませんでした。情報公開はいつでも可能です。今後、国スポ事業を進めるに当たり、議会との連携について町長の認識を伺いたいと思います。

演壇での質問はこれで終わり、あとの質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　それでは、日高真之議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず情報公開の件のお話がございましたので、私、すみません、活動報告書、日高議員が出されているものをしっかりと見た覚えがございません。もしよろしければ、頂ければありがたいなと思いますが、私自身が公約に掲げております情報公開につきましては、確かにまだ十分であるというふうには当然思っておりません。今後、いろんな問題が山積みになって私、引継ぎを受けておりますが、その問題点の改善に努めている最中でございまして、それらを町民の皆さんにお示しできる時期になれば、しっかりとお示しをしていきたいというふうに考えてございまして、特に都農町の回覧版で回していただく週報のほうにコラムを掲載させていただいております。これにつきましてが情報公開の第一歩だというふうに考えてございまして、今後、皆様方がご関心のある部分についてはしっかりと情報提供してまいりたいと思っておりますし、準備をして原稿をつくっても、事業者さんとお話しすると、それは出さないでほしいとかというようなところもございまして、なかなか苦戦している部分もございますが、しっかりと皆様方にお話ができるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ご質問の内容に入りますけれども、国民スポーツ大会、それから本町ではございませんが、障害者スポーツ大会もございます。あと本町ではこれ以外にデモンストレーションということで、正式競技のホッケー以外にもラジオ体操であったりとか陸上競技の部

門であったりとか、それからアームレスリング等が開催される予定でございます。その第81回国民スポーツ大会の都農町実行委員会を１月31日に設立させていただきました。実行委員会の設立を１月31日に行ったところでございます。これにつきましては、国民スポーツ大会の概要、それからスケジュール等の説明を行いまして、会則と役員についてを審議、承認していただいたところでございます。

今、上程いたしております本３月議会の７年度当初予算に都農町における国民スポーツ大会の事業の補助金、実行委員会に対して補助金を支出いたしまして、実行委員会がそれらの国民スポーツ大会の啓発活動等を行うということになってまいりますが、この予算をご承認いただいた上で、新年度に入りまして、実行委員会の総会を開催する予定でございます。その中で予算を反映した事業計画と予算等をご審議いただき、決定をして事業化してまいる予定ですけれども、その結果を基に皆様方にはしっかりとご説明を差し上げたいと考えていたところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　国民スポーツ大会、これは国の行事、県も本腰を入れてやろうとしております。もう今、進められておりますが、国民スポーツ大会の効果は一時的ではなく、その先を見据えた都農町の振興にこの国スポを活用する考えが必要です。その上で、東九州道都農インターを利用した集客策の提案を行いたいと思います。

ＥＴＣ2.0を搭載した車が２時間以内であれば一時退出・再進入できる実証実験というのが今実際されております。都農インターでこの実験が採用されると、応援で高速道路を利用する方々の利便性が高まり、都農への立ち寄り客増加が見込まれます。対象インターとしての申請ができないか伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　国土交通省では、全国の高速道路の休憩施設の不足解消に向け、ＥＴＣ2.0搭載車を対象とし、高速道路から道の駅への一時退出を可能とする社会実験を全国29か所の道の駅で実施しております。

国土交通省に問い合わせたところ、現在はあくまで実験の段階であるため、対象道の駅の追加予定はなく、実施期間及び制度化についても未定という回答でした。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　できないという理由はすぐに出てくると思います。先日、長友慎治議員の国政報告に行きましたが、国会議員が何でいるかというと、やっぱりそういう町民とか国民の方がそういうことを調べると、そういう国の決まり、県の決まり、町の決まりで駄目だと書いてあるから駄目だということですぐ諦めてしまう。そうじゃなくて、それを私たちに言ってもらえれば、何で駄目なのか、そういったところまで踏み込んで

話ができるので、諦めずにいろいろ意見を出してください、要望を出してくださいという話がありました。

私も調べた中で、今答弁があったように、国交省のそういう条件があるのは十分承知をした上での質問にしております。なぜかというと、もう今、止めているというところですけれども、最初に言ったように、国スポがあるんですね。しかもここは開催地になっているんです。だからせめてその期間でもできないかとかそういう口実をつけて、是が非でも都農町に来てもらうど、寄ってもらうど、その後につなげるどみたいなそういう意識があるかないか。それがあれば、調べて駄目だから駄目だったじゃなくて、さっき言ったように、国会議員に言ってみようかとかそういうことになるんじゃないかと思いますが、その点について何かあれば。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ご指摘ありがとうございます。これは高速道路だけではなく、やはり今の制度では駄目だけれども、本当に角度的に見たら、こういうふうにいったらどうなのかとか、いろんな多角的に考えていろんな物事を進めることが必要であるかと思います。確かに国会議員の方々にお知恵を拝借するという場面も必要かとは思います。

また、私も、中にはもう募集が終わったという後にその事業の内容を聞きまして、何とかならんのかというようなことをお話を差し上げたりしたこともあります。そういう意味では、必要なものについては追跡してしっかり事業化できるものであればやっていきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　私も調べる中で、条件の中に休憩時間が25キロ以上という条件があるんです。でも実際やられている都城のインターの５キロ先に山之口サービスエリア、休憩所があるんですよ。やはりそういう実施されているときに、条件からはみ出しているんだけれども都城は許可が下りたりしています。そういう事例もありますので、やっぱり諦めずに、チャンスになると思ったことについてはやっぱりチャレンジをしてほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

次にいきます。

私は令和５年10月の一般質問で、花を活用した花や観光の活性化を提案しております。基本となるコミュニティーガーデンを行政が立ち上げ、そこを町民の花愛好家に管理を依頼し、作業の大半は高齢者や子供などボランティアが担うという内容でした。今回も基本的には同じ提案です。前回と違う点としては、何度も言いますが、国スポに向けた取組として提案することです。国スポは町外からのお客様をいかにもてなし、満足を与え、都農町のファンとしてリピーターになってもらうことが目的です。お客様に満足していただく基本が景観であり町並みです。だから花いっぱいでお出迎え、これが効果てきめんだと思っております。ましてや国も県もそのことを重点取組として実施されている自治体もあるように聞いております。取り組むなら今しかありませんが、町長の見解を伺います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　前回のご質問、令和５年10月ということでございまして、その際にもコミュニティーガーデンのお話をしていただきました。私もあのお話を聞いて、例えばワイナリー、それから道の駅、都農駅等を例えばその季節に合わせた同じ花で彩るような工夫ができないかというふうに考えたところでございます。それにつきましては、整備とかそういう国スポじゃなくても実際やりたいなというふうに思っておりまして、子供たちとか高齢者の皆さんにそういうような事業に参画していただいてやっていけるような仕組みを老人クラブの皆さんと今後議論をさせていただきたいということで、老人クラブの役員の皆さん方には申入れもさせていただいているところでございます。

その上で、ワイナリーの一部を使ったコミュニティーガーデンということに対して、例えば、ほかの町民の皆さんからご要望があったということは今のところはございません。ただ、ワイナリー周辺の景観につきましては、夏場に草が生い茂るなど管理がなされていないとのご指摘も常時いただいているということもございまして、令和７年度当初予算には、草刈りの業務委託の予算を計上させていただいております。これまで以上にワイナリー周辺の景観美化には取り組んでまいりたいと考えております。

また、国民スポーツ大会の開催に合わせまして全国から多くの方々が来場されて、その方々を温かくお迎えできるよう、町民の皆様や企業、団体、学校などの協力もいただき、競技会場や町内の観光地、道路、河川などをきれいにするとともに、町内各所において花いっぱいの景観づくりを推進していきたいと考えております。

先ほど冒頭にお話をいたしました設立総会はありましたけれども実行委員会は今からということでございますし、予算の審議をいただいてからということでありますが、そのような計画を立てて今後推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　前向きな答弁でうれしいですが、先日、県の都市計画課美しい宮崎づくり推進室で専門の課の方を交えていろいろ教えていただきました。実際それをやるには予算の問題、管理体制の問題、人間の問題、これは担当者とか住民の理解になるんですが、そういう問題をクリアする必要があるということです。まずもって、本当にやりたいというのであれば、まず真っ先に何をやらなければならないかということが分かりました。それは専門の担当職をまず置いて、そしてしかも協議会を発足させて、そういう町内の花に関心のある方、花を好きな方に協議会に参加していただいて、そこから進めていくような、まずはその入り口として担当課なり担当職員なり、そして協議会を発足させる、そういった点についてはどうお考えを持ちますか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ご指摘いただいております美しい宮崎づくりの推進のための県の補助金、これにつきましては、都農町でも活用の実績がございます。お伺いされたかも

しれませんが、一之宮公園の池の整備について、この事業を活用させていただきました。その際には建設事業者さんで組織する団体が協議会の主体ということで補助を活用させていただいたということでございまして、何も行政がせんでも、協議会が頑張るなら補助金を出すよという仕組みであるかと思っておりますので、今日のほかの皆さんからもいただいた、町がやらんでもみんなで企業の力を借りてとかそういうのもございますので、そういう多角的なところから町の整備についてご支援をいただけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　次いきます。

ホッケー観戦に来た方に時間があれば、道の駅や都農神社はもちろん、ちょっと足を伸ばして、宮崎県のホームページにも掲載されています矢研の滝、こちらにも行ってほしいと思います。その矢研の滝ですが、本町の経路としては、立野轟線を通るルートで案内板もついております。問題はこの道路が38年前に舗装され、その後、整備されていないことで、ほとんどの人が川南町の道路を利用しております。国スポのときに観光できるよう、優先順位を上げて舗装やガードレールなどの町道整備を行うべきではと思いますが、認識を伺います。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　ご指摘の町道については、１級町道和田轟線として、県道都農綾線を起点とし、川南町境までの区間で町道認定しております。町道終点部に架かる境橋については、昭和14年建設で、建設から86年経過し、６トンの重量制限もかかっております。現在は５年ごとの橋梁点検において橋梁の状態を確認しながら、廃止も含めた判断をする必要がある橋梁であるとの認識のため、矢研の滝等への主なアクセス道路としては、整備済みの川南町側の県道尾鈴川南停車場線を通行するのが安全性からも最も適していると考えております。

ただ、和田轟線については舗装の老朽化等も確認されているため、今後、計画的に舗装修繕を含めた改修工事を実施することで安全・安心な道づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　私の提案としては、その橋は見たときにコケむして、なかなか風情のある橋で壊すのはもったいないんですね。そこら辺は大事な遺産として横に置いておいて、そこまでの道の整備ということで考えておりました。ぜひ、国スポのときに、ちょっと行ってみようかという方もおられるかと思いますので、やはりそこら辺が通常、矢研の滝に通る道、ルートになれば、やはりその道沿いでまた直売所を設置される方もいるかもしれませんし、轟の跡地の有効利用もできるかもしれません。やっぱりその辺も頭に入れてちょっと検討も続けてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。あ

れば何か伺いますが、いいですか。

次、５番のほうにいきます。

国スポ開催時は道の駅が拠点となるのは分かっているかと思いますが、道の駅は国交省が道の駅リニューアルを支援する事業の対象になるんではと思っております。北側の芝生全体をカバーする木製の屋根を設置し、常に催事が開催できる状態にすることで集客につながるかと思います。また、ペットを連れての利用者も多く、ちょっと遊ばせる小規模なドッグランも集客に有効ですが、見解を伺いたいと思います。また、この木製の屋根というのは、皇子原公園に行くと、実際、実物が見られると思いますので、ぜひ行ってみてください。そういうことで、この屋根つきとドッグランの提案についてはどういう見解ですか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　道の駅の広場、それから道の駅の交流館のリニューアルにつきましては、いろいろ皆さんからもご意見をいただいておりまして、売場が狭いとか、食べ物をもっと増やしたらどうかとか、いろんなご意見をいただいております。町のほうでも数年前にリニューアルを検討するため委託してつくった構想があるということは存じ上げておりますが、その後にふるさと納税の停止等がありまして、現在は財政状況が厳しいため、最終的な方針を出しているわけではございません。

今後につきましては、道の駅の指定管理であるまちおこし屋、商工会等と協議をしていくこととなるというふうに考えますけれども、以前、補助事業等を導入することについて、宮崎県と協議をしたことがございます。その際には運営体制をしっかりさせることが先だというふうな指導等も受けております。運営体制についての協議をということでございましたので、町といたしましては、地域の商社機能をつの未来まちづくり推進機構、いわゆる財団のほうに持たせて、そういう今後の道の駅を含めた町の振興策等を考えてはどうかということを考えておりまして、この件につきましては、町と商工会、観光協会、それから農協、漁協の代表者などで構成している地域振興懇話会の中でお話をさせていただいたところでございます。そのような形で進めていきますよというお話をさせていただいた上で、今後は財団を中心に、先ほどの道の駅の運営会社であるまちおこし屋さんと協議をしながら事業を進めていきたいというふうに考えておりまして、広場の屋根であるとかドッグランについても検討を進めていくことになるかと思いますけれども、どうしても管理上の問題とかがあって、ご要望に沿えるかどうかというのは検討の結果次第かと思いますが、財政状況等を考えると、先ほどからお話が出ているような県、国、補助事業等をしっかり活用した整備を実施したいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　道の駅は特に国交省がこの３年間だったかと思います、予算を組んでやるそうですので、ぜひ早めにそちらのほうの調査もしていただいて取り組んでもらいたいと思います。以上が国スポに向けての提案でした。

次にいきたいと思います。

大きな２番にいきます。道の駅西側の開発行為予定地について伺います。

勝目議員の質問でも出ました。この土地は令和６年４月臨時議会で、その土地の整備を含む開発行為等の予算として1,170万3,000円を可決しております。しかし、現地の状況を見ると、進展が全くありません。この土地は令和４年12月に三輪安男議員が一般質問で土地管理不足も指摘しております。あれ以来、この状態で、町民の方からも、あそこはどんげすっとねと質問をされます。観光拠点とも言える交差点の一角があの状態では、頑張っている道の駅に迷惑だと思います。当該土地の協議が始まった当初から現在までの流れが全く理解できておりませんので、経緯を分かりやすく教えてください。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ご質問の土地につきましては、道の駅の反対側、信号のある角の部分、農地でありましたが、現在は若干整備といいますか、ならしている関係で、雑種地みたいに見えるところでございます。ここの土地については、民間の企業さんがここに観光用の工場を造りたいということで町にご相談がありまして、町が基本構想と地権者の用地交渉などを協力して用地の取得をしたというふうに聞いております。その後、コロナ禍で観光工場を目指すことが困難になったということで建設計画を断念し、民間の企業の社長さんが令和３年12月の議会の協議会の中で中止ということを発表されたというふうに聞いております。町内の企業が観光工場みたいなのをあそこに造ろうということで用地を取得したんだけれども、コロナの関係等があって計画を断念したというのが現状でございます。

その民間企業から町が相談を受けてその土地の活用を検討しておりましたところ、フードビジネスタウン構想というのを立ち上げて、町がその用地を活用する方針を前町長の代に考えたということでございます。今はそれを引き継いでいるということでございまして、先ほどもお話がありました一部用地買収ができていないところもございますので、用地の鑑定を行って用地交渉等をしているのが現状でございまして、その用地交渉次第ということになりますが、どうしても民間の企業さんが観光工場を造るという構想を県に計画書を出して、ここに工場を造りますよという計画書を既に出して県からの許可を受けていたものですから、その土地の活用については県からも今後の方針を早く町は出しなさいというふうに言われているところもございまして、測量設計を並行してやりつつ用地交渉しているというのが現状でございます。

用地交渉は今、鋭意進めているところでございますけれども、まだ正式な判断が出ていない状況のため、これ以上のご説明はなかなか厳しいところがございますけれども、現在は関係機関等の協議、実施設計、図面の作成等を行って、年度内がちょっと厳しいので繰越事業にはなりますけれども、計画は進めているということでございます。青写真の説明ができるようになれば、またお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　大方の流れ、説明をもらいましたが、私も調べる中で、いろいろ書き出して、全く分からないような状況で今まで状況が変わったりして、結局今はどうなっているかというと、まだ買ってもいないし、使ってもいないしというような状況、使い道もまだこれからというようなですね。勝目議員のところ、質問も出たように、５つぐらいの土地があって、さらにそこをまた公有地として求めることが必要なのかというようなことも私は思います。そこら辺をまた今後整理されていくのであれば、私も別途、質問を出していきたいと思いますので、ここでちょっと時間もありませんから、この件については、私は購入する必要はないんじゃないかということを申し上げて次の質問にいきたいと思いますけれども、何かその点についてあれば、答弁が要れば。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　どうしても今は企業さんの持ち物でございますので、そこは交渉というところもございます。そこら辺も含めて、今後、協議結果はご報告したいというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　ありがとうございます。まだうちのものじゃないのに、臨時議会で開発行為やら整備やら、そういう1,170万円の議決をしたというところも含めて、私は不可解でたまらん。おかしいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次いきます。

ふるさと納税再スタート後の状況について、令和６年度の実績、寄附額、件数、返礼品の動向、また次年度に向けての主な取組があれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三輪隆之）　　日高議員、３番は飛ばしですか、大きな３は。

○日高真之議員　　大きな３、いや、こっちを先にお願いします。すみません。

○議長（三輪隆之）　　そういうのは先に言ってください。順番を入れ替えるということですね。

○日高真之議員　　はい。

○議長（三輪隆之）　　４を先にやるということですね。分かりました。町長

○町長（坂田広亮）　　すみません。私もちょっとあっちこっちしている間でちょっと恐縮なんですけれども、ふるさと納税再スタート後の状況についてということで、昨年４月再スタートしたふるさと納税の６年度の実績見込みはどうなっているかというご質問でございます。

令和６年度のふるさと納税の２月末時点での実績は寄附額で14億300万円です。寄附件数は６万1,512件、寄附額が14億300万円、寄附件数が６万1,512件でございます。返礼品としては、ウナギ、牛肉、それから漬物、それから豚肉といった商品が返礼品として選ばれているということでございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之）　　ルールどおりにやってください、日高議員。手を挙げて名前を言ってから。日高真之議員

○日高真之議員　　次年度に向けての取組があればお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　次年度に向けましては、商工観光部門とも連携いたしまして、都市部でのイベント等に町の特産品や観光情報等、ＰＲを行いまして、全国における都農町の認知度強化を委託事業者さん等と連携しながら進めて、効果的な広告を図るとともに、現在250種類の返礼品を取り扱っていただいておりますが、これを増やしていくというような取組も含め、幅広いニーズに応えられるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　次です。

再スタートのために令和４年から２年間で10億円の返礼品事業者支援を行っております。これは当時、100億近くの寄附額に対して返礼品が３割で30億でしたので、30億を目指すような内容の支援事業だったかと思いますが、その10億円の効果はあったのかどうか見解を伺います。

○議長（三輪隆之）　　企画課長

○企画課長（吉川高広）　　それでは、昨年の９月議会定例会でも申し上げましたとおり、急に販路を失った返礼品取扱事業者に対する生産基盤の維持や支援、ふるさと納税制度に過度に頼らない足腰の強い地域経済や産業の仕組みづくりを行うため、事業者販売等支援業務とあと地域商社機能強化業務などを行いました。その効果といたしましては、ふるさと納税の指定取消しに伴う返礼品取扱事業者の倒産及び廃業を防止できたことが大きな効果だと考えております。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　ちょっと思っていない答弁が来たもんですから、うろたえていますけれども、倒産とか廃業は普通考えません。あんだけ寄附金が入って、その返礼品に対応

しているんですよ。それを何年か続けているんですよね。２年止まって、そこですぐぱっと廃業とか倒産とかなりません、絶対。その支援を考えること自体がちょっとおかしいと私は思う。そういうちょっと思った以外の感想が来たのでびっくりしましたが、私はこの10億の価値、そこがどうだったのか、そこを分かってやったのかやらなかったのかというところも含めて、反省なら反省すべきじゃないかと私は思います。

なぜかというと、ここに資料があります。これ何の資料かというと、文化ホールの図面です。これＡ案、Ｂ案あって、９億と10億の文化ホールを造ろうということでやっていたんですよ。ところが指定取消しになって、多分それが原因で中断しているかと思います。10億あれば、指定取消しにならなければ、この文化ホールはできているんですよ。それだけ価値のある10億なんですよね。その10億を倒産するかもしれん、廃業になるかもしれん、それ返礼品業者が約40あれば、一番小規模なところについてはそれがあるかもしれん。しかも、スポットで返礼品の業者になろうとして、飛び込みで事業を開始した、そういうような業者さんだったらそういうことは考えられます。しかし、そのとき当時、初年度に５億使ったとすれば、40社のうち22社しか配っていないんです。平均すれば2,200万ぐらい配っているんですよ、１社に。平均でですよ。多いところはまだ億にいくかもしれません。そういう使い方をして、結果が30億目指して地域商社は別として、14億、半分しかいっていない。反省が倒産せんかったからいいとかそういう問題じゃない。その点はどうですか。何かあれば。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　これはあくまでも当時の町長の判断で行われたものでございますので、その10億の支援の考え方について、私が詳細に理解をしているわけではございませんけれども、ただ、やはり当時、都農町が100億円の寄附を頂いていた返礼品をお返しするのに、事業者の皆さんからご協力をいただいて商品を準備していただいていたのは事実でございます。そのために設備投資をしたり、社員、従業員の数を増やしたりしたというのは、そのことについては事実だというふうに私も直接、就任後に事業者の方からお伺いをしておりますので、そもそも100億円の寄附が来ても大丈夫な事業者さん、企業だったのかというと、それは違うということなんだろうなと。寄附が増えるに合わせて設備投資をされた、そして人員を増やしてそれに当たっていただいたというのは事実であるというふうにお伺いしております。

それとその支援の内容がマッチしているのかというのは、詳細には分かりかねるところもございますけれども、ただ、企業の皆さん方は都農町を支援するためにそのように設備投資をしていただいたり、人を雇って事業所としての生産を上げていただいたりということで都農町に協力をしていただいているということに対しては感謝すべきであるというふうに思っております。そのことによって町内で雇用が生まれて、その従業員の方々はそれで生活ができているというのも事実だと思っておりますので、広い意味で見て、そういう企業さんの努力には感謝をしないといけないと思いますが、日高議員の言われるその10億に見合っているのかというところにつきましては、なかなか検証がしづらいところであるというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　その10億の使い道が大事だからこそ、ちゃんと反省すべきは反省したり、反省がなくてもいいんですけれども、その反省する、しないの前の段階が重要だと私は思って、それが何かといったら、やはり10億をどのように使って、どのように配分していったのか、そしてそれは当初の支援目的に沿ったものなのか、そしてまた委託、再委託など事務手続は問題なかったのか、そこらをやっぱり１年経過して、14億見込む実績が出た中でやっぱり振り返ってちゃんと反省する、それと同時にちゃんと公表する、そこが私は大事じゃないかと思います。何度も言いますけれども情報公開、やっぱりしてもらわないと、10億というお金は町民にとっては相当なお金なんですよね。やっぱりそこが町民の方が理解できるように、まず議員に対しても、ちゃんとどういうふうに使ったか、ちゃんと中身を知らしめた上で、よかった、悪かったの話を持っていくようなそういう順序立てが必要だと私は思います。公表についてはどうですか。

○議長（三輪隆之）　　町長の答弁、ここで終わったら１回、暫時休憩で止めます。時間が来ていますから。町長、答弁をお願いします。

○町長（坂田広亮）　　その公表につきましては、情報公開条例等に基づいての公開はされてこられたものというふうに理解はしているところでございます。ただ、その10億の使い道については、決算等も含めてご報告はさせていただいているんじゃないかと思いますが、その公開の仕方については、先ほどの情報公開上の問題がございますので、それを全て公表するということで、もしかしたら企業の皆さんに支障があるという判断が前もあったかと思っております。そこら辺については慎重に対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　ここで暫時休憩します。再開は13時30分とします。

（午後０時　３分　休憩）

（午後１時３０分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き、日高真之議員の一般質問を再開します。日高真之議員

○日高真之議員　　ちょっと前段で、情報公開については、市町村の町長なり市長なり、町によって格差があると思っています。都農町は私が請求した情報、資料には視察先まで黒塗りの資料が来ました。片や都城市はどうかというと、返礼品業者158社の実名をホ

ームページに載せています。そういう認識の差があるということを申し上げて、情報公開は徹底していただきたいなと思っております。

その上で、次のほうにいきます。

ふるさと納税の質問になると、またかと嫌な気分になられる方もおられるかと思います。しかし、私は議員として、行政が情報公開をせず、説明責任を果たしていないことで町民に不利益があるなら、そこはあらゆる手段で町民の皆様に伝え、知らせるべきだと思っています。その上で、このふるさと納税指定取消しで問題視された○○○○○と宮崎牛の返礼品は協議すらもいまだされていません。前町長は裁判で明るみになると言いましたが、明るみにはなっておりません。そして現在では、裁判では特に問題視はされなかったと、臭い物に蓋をしたような結末になっております。

第三者委員会の報告書に、本件は町長以下の関係職員及び事業者Ａ、ここが○○○○になるんですが、によるコンプライアンス違反の判断が原因であり、それがなければ指定取消しには至らなかったと結論づけております。指定取消しのとき、この業者はあとの返礼品を送れなくなった約１万5,000件の寄附者に対して、対応は一切行っておりません。この業者の中でここの対応が一番まずかったんじゃないかなと私は思っております。そのことから考えたときに、一事が万事ということがありますが、通常に寄附を受け付けている中でも、お客様に対してそういう不快な気持ちを与えるような部分があったのではないかと、そういうことが考えられるので、ここで質問したいのは、やはりそういう宮崎牛にしても、宮崎牛はもうあえて言いませんけれども、そういう業者の対応あたりが再スタートした後の実績等に影響しているんじゃないかという認識はどうかということを質問したいと思います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　そうですね、確かに第三者委員会の文面、先ほどおっしゃられたとおりでございまして、ここでは事業者Ａによるコンプライアンス違反の判断が原因だということで書いてありますが、この前段は町長以下の関係職員及び事業者Ａということでございます。それがなければ取消しにならなかったものと第三者検証委員会の報告書の中には記載がございまして、私もそのとおりだというふうに思っておりますが、ただ、先ほどの宮崎牛のことも含め、裁判の中で明らかになるものと思われるというのは、あくまでもそういう議論になれば、そういう判断した内容のことが議論されるのであろうということであったと思っておりますので、その裁判の過程自体もよく把握しておりませんので、なぜ出なかったのか、本当に議論がなかったということはそういうことなのか、そこら辺はその裁判の争点、そもそも争点ではなかったというところも含めて、今となってはというところもあるかとは思います。ただ、先ほども申しましたとおり、質問の中の指定取消しの原因の関連した点につきましては、裁判の中では議論されることはございませんでしたけれども、第三者委員会の報告の中では疑問や問題点として指摘をされているところでございます。これらは当然、都農町がふるさと納税を行っている主体でございますので、この部分については町がしっかりと反省をしないといけないというふうに考えてございます。

それらを踏まえて策定いたしました再発防止策等に基づいて現在は管理運営を行って

いるということでございますので、取消し期間中の２年間の間に、ふるさと納税は取り巻く環境が制度の厳格化や寄附者、ニーズの多様化、様々な変化が起こっております。また、検証の報告書にも指摘を受けておりますように、コンプライアンスを軽視してまで返礼品競争に突き進んでいた以前のような取組を考慮いたしますと、再スタートできたからといって、以前のような実績額にすぐに届くような状況にはならないと考えております。しかしながら、制度や市場の動向、社会状況の変化などを的確に踏まえながら、産業育成や地域振興につながるような取組として、さらなる寄附の受入れを目指していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　曖昧なままで終わっているからこそ、こういうスタート後のどうだったかという反省の上でも、そういうものが基になってこういう考えが出てきたりするわけですけれども、本来であれば、これは当時、第三者委員会ではなくて、他県でもあっているような百条委員会の設置、これが妥当だったんじゃないかと私は思っております。それぐらいこの件は大きな問題であったんじゃないかと思っておりますので申し添えます。

次にいきますが、もう一つの宮崎牛です。町長は全員協議会で消費拡大に取り組むということで言われました。具体的に取り組んだことがあれば教えてください。そして令和７年度の計画も増えております。そういう増えた計画に対して宮崎牛の消費拡大が必要ではないかと思うんですが、そのあたり答弁をお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　宮崎牛の消費拡大でございます。この取組といたしましては、尾鈴産宮崎牛の消費拡大を目的といたしまして、尾鈴肥育牛部会、肉牛枝肉の出荷者協議会でございますが、そこに補助を行いまして、令和６年12月１日に開催いたしました都農町産業まつりにおいて、尾鈴産の宮崎牛１頭分を特価品として販売させていただき、完売をしたところでございます。

この消費拡大事業につきましてはＪＡと協賛という形で実施させていただいておりますが、今後も必要があれば実施してまいりたいと思いますし、今日の以前の質問の中にもありましたけれども、都農町のシティプロモーションといいますか、ＰＲ等もしっかりしていく中で、この宮崎牛の消費拡大についてはさらなる消費拡大を目指して取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　フェア等に取り組まれたということで、今後もそういう取組はするということなんですが、私は昨年していない送料無料、ここら辺が一番重要じゃないかと思っております。やっぱり食べてもらう、しかも多くの方に食べてもらう、そこが一番大事だと思います。順番としては町内の方が食べる。宮崎牛はなかなか町内の方でも、

そうやすやすとは食べません。食べられません。そこら辺もやっぱり地元のものを人が食べて、おいしい、それをやっぱり県外の親戚、知人に送る、やっぱりそこら辺から伝わっていって寄附のほうに流れてくるようなことだと思います。

宮崎牛が人気があるというのは確かな実績として現れているのがよその市町村です、県内の。うちが指定取消しになった２年間の間にどれだけ増えましたか。そこら辺の内情、私は何件か聞いてみましたが、やはり牛肉、宮崎牛、相当増えています。やっぱりそこら辺も考えた上で送料無料企画はぜひ夏冬問わず、そういう何かあればやってもらいたいと思います。その中で町が一切負担するということじゃなくて、私が言うのは、一緒になってやるといいと思うんですよ。そこがやっぱり連携というようなことで、送料を少しでも送るほうの側にも負担してもらうとか、それとか今、町長が言った資料とかパンフレットとかそういったものも入れてもらうとか、当然そこにはその業者さんの情報があればそこに入れればいいことだし、そういうようなちょっと相乗効果を狙うような送料無料あたりを計画してぜひやってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　送料無料につきましては、多々ご要望をいただいております。これは宮崎牛だけではなくて、果樹関係でもお声はいただいているところでございますが、やはりどうしても財源の確保というところでございます。やはり度々今日出ておりますが、歳出の抑制、スクラップ・アンド・ビルドというようなことで言わせていただいておりますけれども、根本は財源不足でございます。どうしても財源がなければ、できる事業もできないというところでございます。その中で私どもが考えた優先順位を予算に反映させていただいているということでございますけれども、当然、消費拡大をする上で様々な手だてが必要だということは分かっておりますので、今後はそういう意味でも財源の確保に努めながら、皆様からいただいているご意見を反映した事業の実施をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　財源の確保は難しいと思います。新聞に宮崎市の多分、次年度の予算だと思うんですけれども、110幾つの事業を廃止して、新しい110幾つの事業を始めたみたいな記事がありました。やっぱりそういうことかなと思っておりますので、ぜひ努力をしてお願いしたいと思います。

次いきます。

今年度の実績としては見込みで約14億との説明を受けました。本町は平成20年からふるさと納税制度に参加し、10年間は委託なしで業務を行っております。平成30年の寄附額が96億になったときに業務を委託しています。今回の実績が仮に２倍、３倍になったとしても、その96億には到底達しません。委託する必要はないと私は思っております。しかし、７年度の計画の一部を見ると、債務負担行為の中にそういうところが出てきたりしておりますので、私は前回も言いました。委託はしなくて自前で少しでもやれば、手元に残る寄附額が残るんじゃないかというような話もしました。その上で、この令和

７年度の債務負担行為の部分を見れば、ちょっと私とは考えが違うかなと思っておりますが、私はぜひとも、ある程度の金額になるまでは今までどおり委託なしでいいんじゃないかと思っておりますが、その辺の見解をお願いします。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ふるさと納税の業務委託についてでございます。ふるさと納税につきましては、全国的な取組、制度の創出から15年以上が経過いたしまして、当初想定していなかった現在のような返礼品の提供による競争のような状況が続いております。そのような返礼品市場ともいうべき特殊な環境は年々成熟化しており、市場動向の分析や返礼品開発、多様な寄附者ニーズへの対応など、その業務には高い専門性が必要になっているということかと思っております。

また、ワンストップ特例申請の受付業務に関しましても、特定個人情報を取り扱うため、その情報管理体制が整っていることや電子申請、また紙による申請など異なる申請方法への対応など、こちらも専門性を帯びた業務となってございます。

そのため、令和８年度以降もふるさと納税に関する業務は専門業者への委託にて実施していく考えでおりますけれども、ご指摘のとおり、できる部分とできない部分があるかとは思います。そこの部分については精査が必要かというふうに思っております。

また、事業選定につきましては、前回同様のプロポーザルによって公平に評価を行った上で決定をしたいというふうに考えているところでございます。

ご質問いただいている文面の中で、すみません、契約打切りというお言葉が記載されておりますけれども、あくまでも任期満了後のお話を今させていただいておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　すみません、ちょっと暫時休憩します。

（午後１時４７分　休憩）

（午後２時　１分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を再開します。日高真之議員

○日高真之議員　　今のは町長が答弁して終わりですね。

最後いきます。

埼玉県八潮市の県道で下水道の破損が原因で陥没事故が発生しております。運転手はいまだに救助されていませんが、この事故を受けて、各地で下水道の点検が実施されています。最大の原因は数十年経過した水道施設の老朽化だと私は思います。これと全く

同じ危険性を持っているのが農業のインフラだと思います。昨年実施された将来の農地を考える会でも、水路や農地、農道の老朽化という問題が多数意見されました。これまでは本人や受益者、そして水利組合などが主体で対応してきましたが、これからは10年、30年の長いスパンで考えたとき、今までどおり自分たちだけでやれというのは酷だと思っております。ましてや、できないと私は思います。農業のインフラ整備は行政が一緒になって取り組むべきだと思いますがいかがですか、認識を伺います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　質問の３、農業施設のインフラ整備についてのご質問でございます。令和６年度におきましては、先ほど来、将来の農地利用を考える座談会、地域計画の座談会になりますけれども、この座談会におきまして、農業者、耕作者から多くの意見を出されておりますのが農業用施設、そして耕作放棄地、農道、農業用用水路等の維持管理対策につきましては、国の多面的機能支払交付金事業の活用や農地の区画整理等の事業を含めた土地改良事業の計画的な実施、そして町単独の維持管理支援事業等を活用して、それぞれの条件に合わせた対応を実施して行おうと考えております。農業に従事する方が効率的かつ安定的な農業利用が維持できるような整備を実施していきたいと考えているところでございます。

農業のインフラ整備に対してのご質問でございます。当然、農業者だけではなくて、農業従事者も減ってまいります。ただ、町のほうの財政状況等も勘案しながらインフラ整備を進めていかなければいけませんが、先ほど途中に出てまいりました国の多面的機能支払交付金事業というのがございまして、これは維持管理に対して、そういう組織化をすれば、国からの助成金が出るというところがございます。ほかの町ではかなり取り組んでいるんですけれども、本町はちょっと立ち後れしているところもございます。そういう維持管理に対して、国から交付金が出るという事業には積極的に取組を進めていきたいというふうに考えておりまして、この座談会の中でも、そういう維持管理をどうするのか、それから個人ではできない、後継者がいない、そういうようなところの対策をどうするのかというふうなご意見もいただきましたので、予算には反映されてはおりませんけれども、そのような取組を７年度、しっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　取り組んでいくということでよろしくお願いします。

水路は人間に例えれば血管じゃないかなと思うんですよね。動脈、静脈、また毛細血管があって、水路も大きな水路からどんどん小さくなって、毛細血管のように自分のところの田んぼの中に水路が届いて水が届くというようなことじゃないかなと思います。その中で優先順位を決めて、大きな血管から直していきましょうみたいな色分けでもすれば、こういう都農町内の水路の脈々と流れているようなところの図面が１枚紙にしてしまえば、やっぱり可視化できて対策も取りやすいんじゃないかと思います。まずはその辺からやってもらえばなと思いますのでよろしくお願いします。

最後いきます。

失礼な言葉を使わせてもらうなら、きつい、汚い、危険、３Ｋという言葉が昔はやりましたが、農業は後継者問題も深刻です。前の質問で農業のインフラを問題視しましたが、設備の老朽化も後継者問題を語る上で重大な案件となっております。後継者とバトンタッチする時期に来ている農家の方の話ですが、自分は700万でハウスを建てた。しかし、今はその３倍で2,000万もの借金を息子に負わせるのか、親子ともに苦渋のときだという話がありました。

こういう厳しい中ですが、しっかりと自分の、農業者の足元に目をやると、毎年毎年猛暑が続いて、ハウスの中ともなると熱中症と背中合わせだと思います。まずはそういう遮光ネットの猛暑対策に対する補助制度を実施できないか。これは新年度の予算を見ると、そういうような文言がありますが、私が聞いたのは、今までそういう助成があったんだけれども、こういう遮光ネットというと、それは対象外だというようなやり取りがあったみたいなんです。材料によって線引きされるのか、そのハウスの大きさによってか分かりませんけれども、要は小さい農家は安い遮光ネットであっても、やっぱり熱中症対策として補助制度が対象になれば、少しでもいいんじゃないか、そしてそれが親子でやっているハウスなら特に後継者につながっていく、継続してやっていけるんじゃないかと思いますので、そういう助成制度、特に今回は猛暑対策について認識を伺います。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　ご質問いただきました農業後継者の減、それから農業を取り巻く状況が本当に厳しい中でございます。私もこの立場になるまでは、少なからずとも、父のお手伝いで農業はしておりましたが、本当に厳しい状況になっていると私も認識しておりますし、やはり後継者の方々が農業がしやすい条件にしていくということが大事だとは思いますけれども、どうしてもこの気象変動に対しては先が読めない部分もございます。ただ、ご指摘のとおり、遮光ネット等で猛暑対策をしっかりやった上で農作業に従事していただきたいというふうに思っておりまして、以前は製品によってというようなこともあったようでございますけれども、趣旨が熱中症対策、気象変動対策でございますので、それに合致していれば、支援の対象としたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　最後になりますが、江藤拓議員が農林大臣ということで今がチャンスだと思いますので、ぜひ農業対策をお願いします。

以上で終わります。

○議長（三輪隆之）　　以上で、日高真之議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時15分とします。

（午後２時１０分　休憩）

（午後２時１５分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑

○議長（三輪隆之）　　ただいまから上程議案に対する質疑を行います。

日程第２　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）

○議長（三輪隆之）　　日程第２　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第３　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）

○議長（三輪隆之）　　日程第３　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第４　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）

○議長（三輪隆之）　　日程第４　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　予算書の68ページなんですけれども、町内者向けリフォーム補助金についてお尋ねします。150万の減額ですけれども、令和６年度の現時点での申請者数と補助金額が分かれば教えてください。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　令和６年度については、現在のところ45件申請が来ております。金額については690万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　これ150万の減額ですけれども、今、リフォーム、２回だったのが令和６年度から１回にまた戻したと思うんですけれども、それで申請控えが起きているとかいうのはないですか。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　令和５年度については、２回目の申請が10件ほどあっております。それから影響がないかといったら、多少あるのかなという気はしていますけれども、ただ令和５年度も１回目の申請が35件ありまして、今年度は45件に増えておりますので、一定の効果があるのかなと思います。あと金額については、４月の改正で50万円から30万円に減っていますので、その影響もあるのかなと考えております。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　町長、これまた２回に戻すとか、補助金の額を多くするとか、そういうことは考えていらっしゃらないわけですか。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　今のところは、財政状況に勘案して変更させていただいておりますので、今のところは考えてございません。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第５　議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

○議長（三輪隆之）　　日程第５　議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第６　議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）

○議長（三輪隆之）　　日程第６　議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第７　議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）

○議長（三輪隆之）　　日程第７　議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第８　議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

○議長（三輪隆之）　　日程第８　議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　提案理由の説明というか、提案理由が本町における農林水産部門の推進を図るためということですけれども、産業振興課から企画課に移る……

○議長（三輪隆之）　　今、後期高齢者医療です。

○松尾隆文議員　　すみません、間違えました。

○議長（三輪隆之）　　よろしいですか。

○松尾隆文議員　　はい。

○議長（三輪隆之）　　ほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第９　議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第９　議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　農林水産部門の推進を図るためということですけれども、提案の理由が、商工業に関する業務が企画課に移るということで、これ人員の異動というのは、構成というのはどういうふうになるわけですか。

○議長（三輪隆之）　　副町長

○副町長（瀬尾隆太）　　現在の産業振興課の商工観光係が企画課のほうに異動するということになっておりまして、人員の配置については今後の人事異動の中で決定していきたいというふうに考えております。

○議長（三輪隆之）　　ほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10　議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第10　議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第11　議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第11　議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第12　議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第12　議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第13　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第13　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第14　議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第14　議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第15　議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第15　議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第16　議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第16　議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　さっきの一般職のときに質問すればよかったんですけれども、この配偶者手当というのがなくなるわけですよね、企業の職員に対しても。ということで、これは労働組合との話合いというのはなされたのかお聞きします。

○議長（三輪隆之）　　総務課長

○総務課長（河野美津子）　　こちらにつきましては、国の人事院勧告に基づいて今回改正を行うものでございます。

配偶者に対しまして、経過措置が設けられておりまして、年次的に改正を行います。その部分、配偶者のほうは廃止になりますが、子供に対する金額のほうは上がってまいります。これに関しましては、職員労働組合のほうとも協議は済んでおります。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第17　議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例

○議長（三輪隆之）　　日程第17　議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　１年前の令和６年第１回定例会の一般質問において、災害などと同様に、いつ、どこで起こるか分からない犯罪被害者の生活再建を後押しする犯罪被害者等支援条例の未設置の自治体が宮崎県には多くあり、本町も未設置自治体の一つです。どこに住んでいても同じ支援を受けられるのが望ましいという観点から、犯罪被害者支援条例は制定できないかという質問をしたことを踏まえて質疑します。

本条例は、犯罪被害者等基本法に倣った条例だと思いますが、第２条の１に、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な行為とありますが、この準ずるの中にはどういった行為が含まれているのか。

次に、経済的負担の軽減、７条に規定で定めるところにより、支援金を支給するものとありますが、支援金の額についてはどのように決めるのか。

あと、支援金は国が設けている犯罪被害者給付制度に上乗せして支給するのかお聞きします。

○議長（三輪隆之）　　総務課長

○総務課長（河野美津子）　　それではお答えいたします。

まず、犯罪に準ずる心身に有害な行為ということでございますが、犯罪被害者等基本法でも定義をされております。刑罰法令に触れる行為ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為、こちら犯罪等と言われるのが、生命を奪われる、また身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害のことをいうものであります。

続きまして、支援金につきましては、本条例とあわせまして、都農町犯罪被害者支援金の支給に関する規則、こちらを可決いただきましたら制定する予定としております。支援金につきましては、遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円を予定しております。

また、国の犯罪被害者給付制度に上乗せかということでございますが、国の制度におきましては被害者本人で最大4,000万円、遺族に最大300万円が定義されております。今回の本町の支援金制度につきましては、この国の制度に上乗せとして考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　黒木幸範議員

○黒木幸範議員　　第２条ですけれども、準ずるということですが、交通事故というのは犯罪ではないと思うんですけれども、今、危険運転致死傷などあると思いますけれども、危険運転だったら、被害者側にとっては、本当にこれは犯罪に遭ったという見方もできるのかなと思いますけれども、こういった交通事故、危険運転に対しての支援金というのは考えているのか。

あともう一つが、これは当時、一般質問でやったときに２月28日の県議会一般質問で、図師博規議員が県独自の見舞金などの経済的支援を講じるべきではないかという質問に対し河野知事は、現在、国が設ける犯罪被害者給付制度は支給額が少なく、支給に時間を要するなど課題があり、制度の抜本的な見直しが進められる。本県での見舞金制度の導入は、見直しの内容を踏まえて必要性を検討していくということを言われておりますが、その後、現在になってどうなっているか分かりませんが、仮に県が見舞金制度を導入した場合も、この町独自の支援金は支給するのかについて伺います。

○議長（三輪隆之）　　総務課長

○総務課長（河野美津子）　　そのように制度化されたとしても、本町におきましては、この制度につきましては町の上乗せとして考えております。

今回の条例には交通事故というところは含まれておりませんが、別途、また今後、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第18　議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算

○議長（三輪隆之）　　日程第18　議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　予算書の21ページ、使用料についてお伺いします。先ほど午前中の町長と勝目議員の一般質問の中で、町長が都農高校の跡地、ヴェロスクロノス都農が事務所とトレーニングルームで使っているというふうに私、聞こえたんですけれども、これの使用料というのは計上はしていないんですか。

○議長（三輪隆之）　　財政課長

○財政課長（野津手道信）　　予算書の37、38ページ、財産貸付収入の土地建物貸付けのところになります。一般ですね。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　使用じゃなくて貸付けということで使ってもらっているわけですね。間違いないですね。

○議長（三輪隆之）　　財政課長

○財政課長（野津手道信）　　はい、貸付けということで、貸し付けております。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第19　議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算

○議長（三輪隆之）　　日程第19　議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第20　議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算

○議長（三輪隆之）　　日程第20　議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第21　議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算

○議長（三輪隆之）　　日程第21　議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第22　議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

○議長（三輪隆之）　　日程第22　議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第23　議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

○議長（三輪隆之）　　日程第23　議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第24　議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（三輪隆之）　　日程第24　議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第25　議案第24号　町道路線の廃止について

○議長（三輪隆之）　　日程第25　議案第24号　町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。日高真之議員

○日高真之議員　　道路の廃止についてということで道路法第10条、自治体が必要でないと認めた道路ということで出てきました。そして、８条で議会に諮るというふうになっているんですが、本町がこの道路を必要でないと認める何か基になるような考え方というか、そういうものは持ち合わせがあるんでしょうか。

○議長（三輪隆之）　　建設課長

○建設課長（齋藤謙吾）　　この議案の資料のほうに図面が載っていると思いますけれども、この廃止する路線、273号、平山24号線というのが、水道の平山配水池、こちらに行く道路として認定された道路であります。今回、今年度、この点線の平山27号線、これが代わりに平山配水池に行く道路として整備されましたので、この平山24号線については廃止していくという考えです。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　日高真之議員

○日高真之議員　　この資料だけ見れば、それはもう理解できたんです、そうじゃないだろうかなということで。議員になる前に傍聴に来ていたときに、そのときの町長の答弁で、町道整備のやり取りがあって、町長のほうから、今後、廃止も検討せんといかんような町道があるみたいなことがあって、それを記憶していたものですから、町の判断でこの道はもう廃止しようって、不要じゃというふうに決めれば、議会に諮って可決されればできるということで、簡単な流れですよね。だからその前段で町がやっぱり町民に対して、こうこうこうじゃからこの道はもう要らんでしょうみたいな何かそういう、これからどんどんそういうものが出てくるかもしれないなと思ったときに、判断基準になるようなもの、今回で言えば、そっちを使っていたけれどもこっちを新しく造ったから要らんなったというようなことですよね。何かそういうのがあるのかなと思ったもんだから質問した。

○議長（三輪隆之）　　町長

○町長（坂田広亮）　　今回の廃止は、目的地にたどり着くまでの道路を新しく造りましたということで、それ以外の用途がないという判断だということでございます。例えば、その道路の両脇におうちがあって、その道路を廃止したら生活道路としての役割が残っておるので困りますよというような部分は当然、廃止はできないわけでありまして、今回のはあくまでもその配水池に行くための連絡道だという考え方で廃止をするということでございます。それ以外の分についてはしっかりと町民の皆さんのご意見を聞きながらやっていきたいと思います。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第26　議案第25号　工事請負変更契約の締結について

○議長（三輪隆之）　　日程第26　議案第25号　工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で、上程されました議案25件の質疑を終結します。

討論・採決（議案第１号及び議案第２号）

○議長（三輪隆之）　　お諮りします。

ただいま上程されています議案第１号及び議案第２号については、専決処分の承認議案でありますので、委員会付託を省略して、直ちに一括して討論・採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、議案第１号及び議案第２号については、委員会付託を省略して、直ちに一括して討論・採決することに決定しました。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）、議案第２号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）、以上議案第１号及び議案第２号の議案２件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第10号）、議案第２号　専決処分の承認を求めることについて　令和６年度都農町一般会計補正予算（第11号）、以上、議案第１号及び議案第２号の議案２件について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。（賛成者起立）全員賛成であります。したがって、議案第１号及び議案第２号の議案２件については、原案のとおり承認することに決定しました。

委員会付託

○議長（三輪隆之）　　これから委員会付託に入ります。

お諮りします。

委員会に付託するに当たっては、所管常任委員会へ議案を一括付託し、議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、委員会に付託するに当たっては、所管常任委員会へ議案を一括付託し、議案朗読は省略することに決定しました。

それでは、ただいまから各常任委員会へ付託を行います。

議案第３号所掌分、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号所掌分、議案第20号、議案第24号の議案11件は、総務産業建設常任委員会へ付託します。

次に、議案第３号所掌分、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第12号、議案第13号、議案第17号所掌分、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第25号の議案14件は、文教厚生常任委員会へ付託します。

お諮りします。

ただいまのとおり、各常任委員会へ付託することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまのとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後２時４１分　散会）

議事日程（第３号）

令和７年３月 12 日（火曜日）午後１時 30 分　開議

日程第１　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）
日程第２　議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）
議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）
議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）
議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

本日の会議に付した事件
日程第１から日程第２まで議事日程に同じ

出席議員（10名）
１番 日高真之　２番 黒木正文　３番 木下 豊　４番 三輪安男　５番 勝目文明
６番 黒木幸範　７番 稲山勝一　８番 黒木政次　９番 松尾隆文　10番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名
町長（坂田広亮）　副町長（瀬尾隆太）　教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子）　企画課長（吉川高広）　財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子）　福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎）　税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治）　建設課長（齋藤謙吾）　愛寿園長（村中日登美）
病院事務長（大橋宏光）　水道課長（日高 太 ）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康）　教育総務課長（黒木和秀）
社会教育課長（岩本 繁 ）　農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者
議会事務局長（河野浩二）　書記（松村健太郎）

（午後１時３０分　開議）

開議の宣告

○議長（三輪隆之）　こんにちは。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、

お手元に配付したとおりであります。

ただいまから各常任委員会委員長報告を行います。

お諮りします。

委員長報告に当たっては、各所管常任委員会の議案を一括して報告し、議案朗読については省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、所管常任委員会の議案を一括報告し、議案朗読は省略することに決定しました。

日程第１　総務産業建設常任委員会委員長報告

○議長（三輪隆之）　　日程第１　議案第３号所掌分の議案１件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長

○総務産業建設常任委員会委員長（勝目文明）　　ただいまから総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和７年第１回都農町議会定例会におきまして、去る３月10日に当委員会に付託されました議案１件について、担当職員の出席を求めて慎重なる審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）所掌分。

以上、議案１件、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで委員長報告を終わります。

○議長（三輪隆之）　　ここで、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第２　文教厚生常任委員会委員長報告

○議長（三輪隆之）　　日程第２　議案第３号所掌分、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号の以上、議案５件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長

○文教厚生常任委員会委員長（黒木幸範）　　ただいまから文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和７年第１回都農町議会定例会におきまして、去る３月10日、当委員会に付託されました議案５件について、担当職員の出席を求め、詳細なる説明を受け、慎重に審査しました。その経過と結果について報告します。

議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）所掌分。

議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）。

議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）。

議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）。
議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。
以上の議案については、妥当であり、異を唱える意見等は出されませんでした。審査の結果、議案５件、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で委員長報告を終わります。

○議長（三輪隆之）　　ここで、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

討論・採決

○議長（三輪隆之）　　お諮りします。
議案第３号から議案第７号までの議案５件については、各常任委員会委員長報告が全会一致、原案可決でありますので、議案第３号から議案第７号までの議案５件を一括して直ちに討論・採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、議案第３号から議案第７号までの議案５件については、一括して直ちに討論・採決することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。議案第３号　令和６年度都農町一般会計補正予算（第12号）、議案第４号　令和６年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、議案第５号　令和６年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）、議案第６号　令和６年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）、議案第７号　令和６年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、以上、議案第３号から議案第７号までの議案５件について、各常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。（賛成者起立）全員賛成であります。したがって、ただいま上程されています議案５件については、各常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。
これで、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。

（午後１時３６分　散会）

議事日程（第４号）

令和７年３月 18 日（火曜日）午前９時　開議

日程第１　議案第８号　都農町課設置条例等の一部を改正する条例
議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例
議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例
議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算
議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算
議案第24号　町道路線の廃止について
日程第２　議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例
議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算
議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算
議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算
議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号　工事請負変更契約の締結について
日程第３　発議第１号　都農町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第４　発議第２号　都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件

本日の会議に付した事件
日程第１から日程第５まで議事日程に同じ

出席議員（10名）
１番　日高真之　２番　黒木正文　３番　木下　豊　４番　三輪安男　５番　勝目文明
６番　黒木幸範　７番　稲山勝一　８番　黒木政次　９番　松尾隆文　10番　三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
町長（坂田広亮）　副町長（瀬尾隆太）　教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子）　企画課長（吉川高広）　財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子）　福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎）　税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治）　建設課長（齋藤謙吾）　愛寿園長（村中日登美）
病院事務長（大橋宏光）　水道課長（日高 太 ）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康）　教育総務課長（黒木和秀）
社会教育課長（岩本 繁 ）　農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者
議会事務局長（河野浩二）　書記（松村健太郎）

（午前９時０６分　開議）

開会の宣告・開議の宣告

○議長（三輪隆之）　おはようございます。これから本日の会議を開きます。
ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。町長

○町長（坂田広亮）　おはようございます。
ここで、さきの一般質問についてご報告をさせていただきたいと思います。
３月11日に行われました一般質問、日高真之議員のふるさと納税再スタート後の状況についてのご質問の際、本町は平成20年度からふるさと納税に参加し、10年間は委託なしで業務を行っております。平成30年度の寄附額が96億になったときに業務委託していますとの発言がございました。
私を含め、当時のことについて詳細をご存じでない方もおられると思いますが、この内容につきまして確認いたしましたところ、平成30年度の前、平成27年度から一部業務を委託しておりましたので、ご報告をさせていただきます。
以上でございます。

○議長（三輪隆之）　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
それでは、ただいまから各常任委員会委員長報告を行います。
お諮りします。
委員長報告に当たっては、所管常任委員会の議案を一括して報告し、議案朗読については省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、委員長報告に当たっては、所管常任委員会の議案を一括

報告し、議案朗読は省略することに決定しました。

日程第１　総務産業建設委員会委員長報告

○議長（三輪隆之）　　日程第１　議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号所掌分、議案第20号、議案第24号の以上、議案10件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長

○総務産業建設常任委員会委員長（勝目文明）　　ただいまから総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和７年第１回都農町議会定例会におきまして、去る３月10日に当委員会に付託されました議案10件について、現地調査及び担当職員の出席を求めて慎重なる審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例。

議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例。

議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例。

議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算。

議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算。

議案第24号　町道路線の廃止について。

当委員会の主なものとして、議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算所掌分については、財政課のふるさと納税寄附金は前年度実績により15億円を見込んでいます。

また、財政管理費、工事請負費は、役場庁舎ＬＥＤ化改修工事と旧都農高校プール解体工事です。ＬＥＤ改修は新館を中心に住民の使用頻度の多い箇所を優先的に順次行う予定です。プール解体後は建設予定の中央保育所の駐車場や園庭の一部として使用されます。

企画課の情報通信基盤整備費は、公衆無線ＬＡＮを災害時の対応として、避難所など４か所に新しく整備するものです。

農地課の町単農業用施設維持補修事業では、近年の農家の高齢化及び担い手不足に対応するために、新たに会計年度任用職員２名を雇用し、農業用施設等の維持補修作業、農地有効利用の促進を図ります。地域計画策定に伴う将来の農地利用を考える座談会などの開催を受けて町民の声を反映したものと評価します。

議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算において、水道事業を取り巻く環境は、施設、管路の老朽化や急速な人口減等により、年々厳しさを増しています。本町においても今後、人口減少等を加味した料金収入や施設の老朽化を踏まえた的確な更新費

用を反映した経営戦略の見直しを進め、経営基盤の強化を図ることが不可欠となることについて説明を受けました。

なお、国庫補助金の水道管路緊急改善事業は、朝草浄水場から高区配水池の送配水管の整備に充当されます。

以上、議案10件、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三輪隆之）　　ここで、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員　　議案第17号の令和７年度都農町一般会計について、先ほどふるさと納税寄附金15億という説明があったということでしたけれども、６年度の当初予算が５億で、今６年度14億幾ら寄附金があると思うんですけれども、普通大体６年度を合わせると20億ぐらいの目標というかでもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、そういう意見とかは委員会では出なかったんですか。

○総務産業建設常任委員会委員長（勝目文明）　　お答えします。

各課のいろいろな事業に関しては質疑がありましたけれども、特に意見はございませんでした。

○議長（三輪隆之）　　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑」なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第２　文教厚生委員会委員長報告

○議長（三輪隆之）　　日程第２　議案第12号、議案第13号、議案第17号所掌分、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第25号の以上、議案９件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長

○文教厚生常任委員会委員長（黒木幸範）　　ただいまから文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和７年第１回都農町議会定例会におきまして、去る３月10日、当委員会に付託されました議案９件について、担当職員の出席を求め、詳細なる説明を受け、現地調査も含め慎重に審査を行いました。その経過と結果について報告します。

議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算（所掌分）。

議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算。

議案第19号　令和７年度国民健康保険病院事業会計予算。

議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。
議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計保険（介護サービス事業勘定）予算。
議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算。
議案第25号　工事請負変更契約の締結について。

以上、付託された議案９件については、異を唱える意見等は出されず妥当であり、審査の結果、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、今後建設、整備される藤見公園ホッケー場や野球場、旧都農高校南側運動場跡地に整備される天然芝サッカー場、北側グラウンド跡地のソフトボール場などを活用した試合や合宿の誘致に取り組むとともに、町民の健康増進につながる施策の実施、また整備の終わった国指定重要文化財赤木家の保存と利活用を推進するとともに、道の駅を核とした商工会、図書館、都農神社と連携したまちづくりを図ることが重要だと考えます。

以上で委員長報告を終わります。（「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

○議長（三輪隆之）　　暫時休憩します。

（午前９時１８分　休憩）

（午前９時２１分　開議）

○議長（三輪隆之）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

討論・採決

○議長（三輪隆之）　　お諮りします。

議案第８号から議案第25号までの議案18件については、各常任委員会委員長報告が全会一致、原案可決でありますので、直ちに一括して討論・採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、議案第８号から議案第25号までの議案18件については、直ちに一括して討論・採決することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第８号　都農町課設置条例の一部を改正する条例、議案第９号　都農町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号　都農町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号　都農町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号　都農町子育て応援手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号　都農町重度障がい児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例、議案第14号　都農町農業法人支援促進条例の一部を改正する条例、議案第15号　都農町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号　都農町犯罪被害者等支援条例、議案第17号　令和７年度都農町一般会計予算、議案第18号　令和７年度都農町国民健康保険特別会計予算、議案第19号　令和７年度都農町国民健康保険病院事業会計予算、議案第20号　令和７年度都農町水道事業会計予算、議案第21号　令和７年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第22号　令和７年度都農町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、議案第23号　令和７年度都農町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号　町道路線の廃止について、議案第25号　工事請負変更契約の締結について、以上、議案第８号から議案第25号までの議案18件について、各常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。（賛成者起立）全員賛成であります。したがって議案第８号から議案第25号までの議案18件については、各常任委員会委員長報告のとおり可決されました。

日程第３　発議第１号　都農町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第３　発議第１号　都農町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者、黒木政次議員です。賛成者、勝目文明議員、黒木幸範議員です。

趣旨説明を求めます。黒木政次議員

○黒木政次議員　　おはようございます。

発議第１号　都農町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

今回の改正は、都農町課設置条例の一部改正に伴い、都農町議会委員会条例第２条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）の各常任委員会の所管を課名等から業務に改めるものであります。

○議長（三輪隆之）　　以上で、趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

討論・採決（発議第１号）

○議長（三輪隆之）　　お諮りします。

ただいま上程されています発議第１号については、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議

なし」と認めます。したがって、上程されています発議第１号については、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決することに決定しました。

本案に対する討論を行います。討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第１号　都農町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。(賛成者起立) 全員賛成であります。したがって、発議第１号については、原案のとおり可決されました。

日程第４　発議第２号　都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（三輪隆之）　　日程第４　発議第２号　都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者は勝目文明議員です。賛成者は黒木幸範議員、黒木正文議員です。

趣旨説明を求めます。勝目文明議員

○勝目文明議員　　発議第２号　都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため一部改正するものであります。

以上です。

○議長（三輪隆之）　　以上で、趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

討論・採決（発議第２号）

○議長（三輪隆之）　　お諮りします。

ただいま上程されています発議第２号については、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)「異議なし」と認めます。したがって、上程されています発議第２号については、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決することに決定しました。

本案に対する討論を行います。討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第２号　都農町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。(賛成者起立) 全員賛成であります。したがって、発議第２号については、原案のとおり可決されました。

日程第５　閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件

○議長（三輪隆之）　　日程第５　閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する条例の閉会中の継続調査の申出が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（三輪隆之）　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで令和７年第１回都農町議会定例会を閉会します。

（午前９時３０分　閉会）

署名議員

地方自治法第123条の規定及び会議規則第126条の規定により署名する。

令和７年４月３０日

議　　長　　三輪　隆之

署名議員　　三輪　安男

署名議員　　勝目　文明